

トラストに係る論点・考慮要素を踏まえた 条項整理に関する報告書

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

I 本事業の背景・目的	P3
II 関連取り組みのガバナンスモデル調査	P5
III 海外事例	
1. 調査対象の選定	P8
2. 国別調査	P10
3. テーマ別調査	
(1)EUデータ法政策に関する議論	P17
(2)英国データ（利用及びアクセス）法2025年	P84
(3)ASEAN Data Management Framework	P93
IV 国内事例調査	
1. 国内事例調査対象の選定	P105
2. GXリーグ（データ流通の在り方検討SWG）	P107
3. RePLAYER [®] トレーサビリティプラットフォーム	P111
4. 自治体における事例	P113
5. 国内調査全体とりまとめ	P115

I. 本事業の背景・目的

I. 本事業の背景・目的

<本事業の背景>

- これまでに構築した国内を対象としたデジタル基盤の開発成果を踏まえながら、海外プラットフォームや国内他分野のプラットフォームとの相互運用性の担保やそれらの前提となるトラストの確保など、分野に共通して必要となる機能の開発、強化が求められている。加えて、個別分野では、欧州での規制の議論に対応する形で取り組みが先行する蓄電池、自動車分野に加えて、化学物質管理等の資源循環分野での欧州規制等に対応することが急務となっている。そのため、本業務においては分野横断型の必要な機能の開発・強化に加え、先行する個別分野への対応も想定される。

<本事業の目的・目標>

- 相互にデータやシステムを連携するためのルール等のあり方を検討し支援することを目的とする。これにより、社会全体としてのヒト・モノ・カネ・情報の流れの高度化や最適化を、関係者間で安心して実現することが期待される。
- トラストの在り方に関する調査・検討を実施し、以下の成果を得ることを目標とする。
 - 過年度で検討した事例に加えて、諸外国や我が国での他事例、及び本事業に関連する事業における事例等を整理する
 - その成果を、データ連携基盤一般の事例に適用して、上述のモデル規約や解説を活用するための資料（ガイドブック）作成するに活かす
- 上記の実施にあたっては最新の海外事例や、国内事例を文献、ヒアリング等により整理する。
- また本調査の内容においては、ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業にて行われる研究開発項目A事業（ウラノス・エコシステムに資するデータスペース基盤整備・普及促進事業）、B事業（蓄電池トレーサビリティ分野のカーボンフットプリント情報の流通促進のための高度化事業）、C事業（化学物質情報の流通に係るシステム開発事業）の各事業の視点から具体的に示されていることを勘案して、これに資する事例の分析を行う。

Ⅱ. 関連取り組みのガバナンスモデル調査対象

II. 関連取り組みのガバナンスモデル調査対象

- モデル規約等の一般化を図る前提として、関連取り組みのガバナンスモデル調査を行い、多様な事例を調査した。
- 調査は海外事例と国内事例を対象として行った。
- 海外事例は、特にデータの取扱いに関する法制度対応等が進む欧州の動きのほか、ASEANの動きなどを整理した。また特に深掘した制度対応(個別テーマ)についても整理した。
- 国内事例は、データ連携に係る事例を調査対象とした。
- 調査方法は、海外事例については机上調査、国内事例調査は、ヒアリング調査及び机上調査により実施した。

カテゴリー		調査対象	
海外事例	国別概要	EU	EUデータ法
		ドイツ	ドイツにおけるデータライセンス
		米国	U.S. Geological SurveyにおけるDSA
		シンガポール	Trusted Data sharing Framework
	個別テーマ	EU データ法政策	EUデータ法の概要、EUデータ法に対する諸外国の反応、MCT s
		英国	The Data (Use and Access) Act 2025
		ASEAN	ASEAN Data Management Framework
国内事例		<ul style="list-style-type: none"> ■ GXリーグ ■ RePLAYER® ■ 自治体における事例 	

Ⅲ. 海外事例

Ⅲ-1. 調査対象の選定

Ⅲ-1. 調査対象の選定

- 海外事例については、以下の理由から、調査対象を選定した

		調査対象	調査対象とした理由
国別概要	EU	EUデータ法	<ul style="list-style-type: none"> ■ EU域内市場でのデータ連携を想定した包括的な制度であり、我が国においても影響が生じうる ■ 概要を整理するとともに、個別内容についても整理
	ドイツ	ドイツにおけるデータライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公的機関におけるデータライセンス契約を示すものであり、オープンデータに関するライセンス契約の一連として参考にしうるため整理
	米国	U.S. Geological SurveyにおけるDSA	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国の政府系機関USGSが保有するデータに関する官民連携のデータ共有規約であり、官民連携における留意点などの観点から参考にしうるため、整理
	シンガポール	Trusted Data sharing Framework	<ul style="list-style-type: none"> ■ シンガポールのインフォコムメディア開発庁(the Infocomm Media Development Authority (IMDA))が企業間データ連携促進のために構築するフレームワーク。提示されるDSAは我が国での検討に寄与するため整理。
個別テーマ	EU データ法政策	EUデータ法の概要、EUデータ法に対する諸外国の反応、MCT s	<ul style="list-style-type: none"> ■ EUデータ法の詳細分析のために整理
	英国	The Data (Use and Access) Act 2025	<ul style="list-style-type: none"> ■ 英国におけるデータ法改正において、IoTデータの利用促進などを含むことから整理
	ASEAN	ASEAN Data Management Framework	<ul style="list-style-type: none"> ■ ASEANにおける越境データの流通促進を図り、各国法制の差異を前提とした実務的な共通指針の提示するため、我が国における対外連携などに参考としうるため整理

Ⅲ-2. 国別調査

Ⅲ-2. 国別調査

EU | EU Data Act (EUデータ法)

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> EU Data Act¹²³とは、データ生成に投資するインセンティブを維持しながら、より広範な利害関係者がデータを制御できるようにし、より多くのデータを革新的な用途に利用できるようにすることで、経済におけるデータの価値を最大化することを目的とした規則 2024年1月11日に発効し、原則として2025年9月12日に施行 	
<p>特徴⁴</p>	<p>■ デバイスユーザーのデータアクセス権</p> <p>デバイスユーザーが自ら生成するデータにアクセスできる権利が保障されており、製造業者はこれを提供する義務を負う。例えば、スマートフォンやスマート家電といったIoTデバイスから得られるデータを、ユーザーがメンテナンスサービスや分析企業に提供することで、データに基づいた価値あるサービスを受けることが可能になる。</p>	<p>■ クラウドサービス間の相互運用性</p> <p>クラウドサービスのプロバイダーを変更しやすくするため、相互運用性を推進。これにより、企業や個人が特定のクラウドサービスに縛られることなく、異なるプロバイダー間で柔軟に移行できるようにし、競争が促進される。</p>
<p>対象⁵</p>	<p>①コネクティッド製品^aまたは関連サービスからデータが生成される場面、②事業者間でデータを利用可能にする場面、③公的機関の要求に応じてデータを利用可能にする場面、④データ処理サービスを提供する場面、⑤データスペースに参加する場面、⑥スマートコントラクト^bを利用または配備する場面</p> <p>a：その使用または環境にするデータを取得、生成または収集する製品であって、電気通信サービス、物理的接続または機器上のアクセスを通じて製品データを通信することが可能であり、その主な機能が利用者以外の関係者に代わってデータを保存、処理または送信することではないもの</p> <p>b：一連の電子データ記録を利用し、その完全性と時系列順序の正確性を確保した、契約またはその一部の自動的な締結に利用されるコンピュータプログラム</p> <p>※上記の主体に該当する場合、EU域外の主体であっても、域外適用される可能性がある。特に、設立地を問わない旨が言及されている主体については、EUデータ法は、EU域外の主体にも適用する意図が明確に示されている。</p>	

Ⅲ-2. 国別調査

ドイツ | Datenlizenz Deutschland – Namensnennung – Version 2.0 (ドイツにおけるデータライセンス(表示義務付き)バージョン2.0)



概要	<ul style="list-style-type: none">ドイツの公的機関（連邦政府各省庁、州政府など）が提供するデータの利用に関する公式なオープンライセンスドイツの公式オープンデータポータルGovDataで公開されるデータの主要な標準ライセンスの一つ⁶	
特徴 ⁷	<ul style="list-style-type: none">■ 自由な利用が可能<ul style="list-style-type: none">● 商用・非商用を問わず、誰でも自由に利用可能● 複製、印刷、表示、変更、編集、第三者への提供、他のデータとの結合や新規データセットの作成、社内外の業務プロセスや製品・アプリケーションへの組み込みなど、幅広い用途で利用	<ul style="list-style-type: none">■ 利用条件<ul style="list-style-type: none">● 使用には以下 3 点を明記する必要がある<ol style="list-style-type: none">① データ提供者名② 「Datenlizenz Deutschland – Namensnennung – Version 2.0」または「dl-de/by-2-0」の記載（ライセンス本文へのリンク付き）③ データセットへの参照（URIやURL）● 編集・加工した場合も同様
活用例	<ul style="list-style-type: none">■ GovData⁸<ul style="list-style-type: none">● ドイツの国家オープンデータポータルであり、連邦政府、州政府等の行政機関が保有するさまざまなデータを一元的に公開・提供するためのプラットフォーム● 2013年に開設され、2024年9月時点で12万件以上のデータセットを公開● 提供されるデータは、健康、交通、環境、科学技術など多岐にわたり、行政の透明性向上や市民・企業・研究者による利活用を促進	<ul style="list-style-type: none">■ Mapbox⁹<ul style="list-style-type: none">● Mapbox, Inc.は地図情報サービスの開発プラットフォームを提供する米国企業● 同社が提供するサービスであるMapboxにおいて、地図、ナビゲーション、位置検索サービスを提供● DL-DE-BY 2.0のもとで提供される公的地理データを活用

Ⅲ-2. 国別調査

米国 | U.S. Geological SurveyにおけるDSA (データ共有契約)

概要	<ul style="list-style-type: none"> DSA (Data Sharing Agreements) とは、業務上または報告上の目的で一時的または継続的にデータの交換またはデータへのアクセスを容易にするために使用されるあらゆる形式の契約¹⁰。 米国内務省及びその傘下機関で使用される標準テンプレートがあり、MOU (覚書) 等他の形式においても要件を満たすことで代用が可能となる。 すでに公開されているデータについてはDSAを締結する必要はない。 	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約形態の柔軟性と汎用性 <ul style="list-style-type: none"> DSAは、データ共有専用の契約書として独立して締結することも、MOU等の他の契約形態にデータ共有条項を組み込んで対応することも可能である。この柔軟性により、共有するデータの性質やパートナーの属性に応じた最適な形での合意が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 信頼性・透明性を確保するガバナンス体制 <ul style="list-style-type: none"> プライバシー侵害や機密漏洩、目的外利用などを予防するために、データの取り扱いに関する責任分担やルールを明確化している。組織内専門的責任者によるレビュー・承認を必須とすることで透明性をガバナンスを確保。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ データの安全かつ効率的な活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> FAIR原則 (Findable, Accessible, Interoperable, Reusable) 意識した設計で、データ利活用を促進する。機密性に応じた保護措置を講じたうえで、共有を前提とした環境を整備し、部局間や外部機関との連携による業務効率化や研究開発の加速に貢献する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国内外の多様なパートナーとの連携を想定 <ul style="list-style-type: none"> 連邦政府内外のパートナー (州・地方政府、大学、研究機関など) とのデータ共有に幅広く対応している。資金の授受や機関の属性に応じて、技術支援協定や共同研究協定、国際契約などの複数テンプレートを使い分ける構造となっている。
対象	〈対象機関〉 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 米国内務省の各局・事務所 ✓ 他の連邦政府機関 ✓ 州・地方政府 ✓ 民間企業・大学・研究機関 	〈主な活用場面〉 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 米国内務省局間または外部組織とのデータ連携 ✓ 公共サービスや研究分野における共同事業 ✓ 国際研究や技術協力の場面 等

Ⅲ-2. 国別調査 シンガポール | Trusted Data sharing Framework

<p>概要</p>	<p>Trusted Data sharing FrameworkとはIMDA(Infocomm Media Development Authority:情報通信メディア開発局) によって発表された、企業間データ提供におけるデジタル・トラストの課題を克服するためのデータ共有フレームワーク¹¹。信頼できるデータ共有パートナーシップを締結するための体系的なアプローチを確立することで、企業の支援につながる。2019年に導入開始。</p>	
<p>特徴</p>	<p>フレームワークは4つのパートで構成されている。ニーズに応じて順不同に使用してよいが、4つの構成要素の維持が重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ パート1：データシェアリング戦略 <ul style="list-style-type: none"> データ共有の可能性や価値の評価を含む、データ共有に必要な要件に関する情報を提供する。 ■ パート2：法的小および規制上の考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> データを共有する際や、データ共有契約を構築する際に、法的な遵守が求められる主要な領域について組織を牽引する。 ■ パート3：技術的小および組織的小な考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> データ共有パートナーシップに対する信頼を築くような、安全かつ責任ある方法でデータを移動・共有するために必要な技術的小検討事項や可能な仕組みを提供する。 ■ パート4：データ共有の実践 <ul style="list-style-type: none"> データの転送を超えて、共有データの適切な取り扱い、使い方、廃棄を通じて、信頼構築にどのように貢献するか明らかにする。 	<p>データ共有場面の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客体験を向上させ、新たな収入を得る場面 企業間で交換された情報によって顧客のニーズに対する理解が深まり、顧客基盤に統合されたより適切なソリューションやオファーの提供が行われた。 サプライチェーン全体の効率改善及びコスト削減 在庫のリアルタイムデータが顧客に提供されることで、在庫の可視性が向上し商品の回転が最適化される。関連する顧客データは配送ルート最適化にも活用される。 市場全体の効率性を高める包括的小情報を提供 銀行は信用関連情報を開示・入手し、情報を内部保留することで、与信提供者に顧客の返済可能性を判断させ、リスク評価の能力の向上に活用している。 公共的小のための不動産情報の提供 不動産サービスプロバイダーはシンガポール内の様々な不動産会社や資産会社から不動産データを集約し、不動産市場のリアルタイムかつ総合的小な評価を提供している。

参照先リスト (Ⅲ-2. 国別調査)



注釈番号	文書名	URL
1	Data Act: Proposal for a Regulation on harmonised rules on fair access to and use of data	https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/data-act-proposal-regulation-harmonised-rules-fair-access-and-use-data
2	EUデータ法を中心としたEUデジタル法制への実務対応のポイント [前編]	https://businessandlaw.jp/articles/a20250329-1/
3	欧州データ法の概要と企業に求められること	https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/digital-governance-forum-explanation3.html
4	EU Data Actとは	https://www.itaccess.co.jp/service/adv/column/eu-data-act%E3%81%A8%E3%81%AF/
5	EUデータ法の解説 - 適用場面ごとのルールと日本企業が講ずべき実務対応を整理	https://www.businesslawyers.jp/articles/1374
6	Das Datenportal für Deutschland	https://www.govdata.de/
7	DL-DE->BY-2.0	https://www.govdata.de/dl-de/by-2-0
8	Open Data Portals around Europe: GovData pioneering open data accessibility in Germany	https://data.europa.eu/en/news-events/news/open-data-portals-around-europe-govdata-pioneering-open-data-accessibility-germany
9	Mapping and moving the world with intelligent location	https://www-production.mbxsandbox.com/about/maps?csnc=oLryZ
10	Data Sharing Agreements	https://www.usgs.gov/data-management/data-sharing-agreements
11	About the Trusted Data Sharing Framework	https://www.imda.gov.sg/how-we-can-help/data-innovation/trusted-data-sharing-framework

Ⅲ-3. テーマ別調査

【Ⅲ-3. 章構成】

Ⅲ 海外事例

3. テーマ別調査

(1) EUデータ法政策に関する議論

- ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異

② EUデータ法に対する諸外国からの反応

- i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
- ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
- iii 各国の批判に対するEUの反論・対応

③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について

- i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
- ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
- iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況

(2) The Data (Use and Access) Act 2025

(3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1). EUデータ法政策に関する 議論

【Ⅲ-3. 章構成】

Ⅲ 海外事例

3. テーマ別調査

(1) EUデータ法政策に関する議論

- ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
- (2) The Data (Use and Access) Act 2025
- (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3- (1) . EUデータ法政策に関する議論 概要

- 現在、データ政策に関してはEUにおいてEUデータ法が施行されており、EU市場でデータ連携する場合に考慮すべき重要な要素となっている。
- EUデータ法については、地域におけるデータ主権の考え方など、他国との関係でも影響が大きい内容が含まれているが、従来のEUにおけるデータに関する法制度に関する政策の転換も含むものである。また、EUデータ法を具体的に実施するための対応として、MCT s などの整備が進められている。
- 一方で、EU市場における自主的ルールであるEUデータ法については、EU域外、及び域内からも議論があるところである。
- 本項では、EU法政策に関する議論を整理する。

Ⅲ-3-(1)-①. EUにおけるデータエコノミーの 変遷とEUのデジタル戦略

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① **EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略**
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-①. EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略

概要：EUデータ法と従来の法制度の比較

	データベース指令 (96/9/EC)	GDPR (2018年施行)	EUデータ法 (2025年適用)
目的	<ul style="list-style-type: none"> データベース作成者への投資保護 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護、基本的人権の確保 	<ul style="list-style-type: none"> データ利活用促進、市場の競争促進、データ共有の公正性確保
対象データ	<ul style="list-style-type: none"> データベースの「内容」（非個人データが主） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報 	<ul style="list-style-type: none"> 個人データおよび非個人データ、特にIoT製品から生成されるデータ
保護の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権（Sui Generis Right） 	<ul style="list-style-type: none"> データ主体（個人）の権利 	<ul style="list-style-type: none"> ユーザー（製品の所有者・利用者）の権利、市場の公平性
データ主体の権利	<ul style="list-style-type: none"> データベースの「利用者」には限定的な利用権 	<ul style="list-style-type: none"> 厳格な同意権、アクセス権、訂正権、消去権、データポータビリティ権 	<ul style="list-style-type: none"> データへのアクセス・共有権（無料で、リアルタイムに）
義務の対象	<ul style="list-style-type: none"> データベース作成者 	<ul style="list-style-type: none"> データ管理者、データ処理者 	<ul style="list-style-type: none"> データ保有者、コネクテッド製品製造者、データ処理サービス提供者
国際データ移転	<ul style="list-style-type: none"> 相互主義に基づく保護 	<ul style="list-style-type: none"> 十分性認定、標準契約条項（SCCs）など厳格な条件 	<ul style="list-style-type: none"> 非個人データに対しても、不法な第三国政府によるアクセスから保護
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 主に民事・刑事罰 	<ul style="list-style-type: none"> 最大で世界売上高の4% 	<ul style="list-style-type: none"> 最大で世界売上高の4%

Ⅲ-3-(1)-①. EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略 概要：EUのデジタル主権とデータエコノミーの台頭

- EUデータ法は、**2020年に発表された「欧州データ戦略（European Data Strategy）」の重要な柱の一つ¹**。本データ戦略は、EUがデジタル時代において主導的な地位を確立し、2028年までにデータエコノミーがEUのGDPに2,700億ユーロの追加価値を生み出すという目標を掲げている。**同戦略の中心概念は「デジタル主権（Digital Sovereignty）」**であり、これは**EUがデータ、ハードウェア、ソフトウェアなど、デジタルな運命を自律的にコントロールする能力を指す**。EUは、デジタル市場において米国や中国の大手テック企業への依存を減らし、自律性と競争力を高めることを目指している。
- 本データ戦略は、相互に補完し合う一連の法制から成り立っており、**データガバナンス法（Data Governance Act）とデータ法（Data Act）はその双璧**をなしている。
 - データガバナンス法は、**データ共有を円滑にするためのプロセスや構造、例えばデータ仲介サービスやデータ連携基盤（データスペース）を規制**することで、自発的なデータ共有を促進する¹。
 - データ法は、**IoTデバイスから生み出される産業データの利用権限や、不公正な契約条項を禁止するなどの具体的なルールを定めることで、データのアクセスと利用を強制的に義務付ける役割**を担う。

Ⅲ-3-(1)-①. EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略 概要：EUの戦略的二面性—「飴」と「鞭」

- EUのデータ政策の核心には、「飴」と「鞭」という二面性を持った戦略が明確に存在する。**データガバナンス法が、信頼を基盤としたデータ共有のためのインフラとインセンティブ（飴）を提供しているのに対し、データ法は、市場の非対称性やベンダー・ロックインといった構造的な問題を是正するための強制力（鞭）を導入している²。**この二重構造は、EUのデータ政策の根本的な哲学を示している。
- まず、EUは従来の市場原理に任せておくだけでは、IoTデバイスから生成される価値あるデータが一部の企業によって独占され続け、イノベーションが阻害されるという市場の失敗を是正できないと判断した³。そのため、データ法によって、IoT機器から生み出されるデータの価値を独占していた製造者やプラットフォームメーカーに対し、データへのアクセス・共有権をユーザーに付与することを義務付けた。これは、単なる規制ではなく、データの公平な分配を目的とした市場構造の再構築を意図している³。
- 次に、強制力は、市場参加者に対して法的確実性を提供することを目的としている。データ法は、誰が、どのような条件下でデータを利用できるかを明確にすることで、企業が安心してデータエコノミーに参加できる新たなルールブックを提供している⁴。これにより、データ市場が健全に機能し、特に中小企業（SME）やスタートアップ企業が競争の障壁なく参入できる環境を整備しようとしている。これは、EUの経済的競争力を強化するための強力な産業政策の一環として位置づけられる。

Ⅲ-3-(1)-①-i. EUデータ法の前史

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史**
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-①-i . EUデータ法の前史 個人情報保護の確立：データ保護指令からGDPRへ

- **1995年のデータ保護指令⁴**は、個人情報の処理に関する共通原則を確立したEU初期の枠組みであったが、インターネットが普及する以前に作られたため、デジタル時代の新たな課題に十分に対応することはできなかった。
- データ保護指令を置き換える形で、**2018年にGDPRが施行された**。GDPRは、個人情報保護を基本的人権と位置づけ、**厳格な同意要件、データ主体（個人）の権利強化、そして高額な罰則（最大で世界売上高の4%）**を伴うことで、世界のデータ保護基準を大きく引き上げた。
- GDPRの最も重要な側面の一つは、**EU域外への個人情報移転に厳格な制限**を設けたことである。GDPRは、2020年の欧州司法裁判所による「Schrems II」判決によってその影響力をさらに強めることとなった。本判決は、米国の政府による監視プログラムがEUのデータ保護基準を満たしていないことを理由に、「プライバシー・シールド」というEU-米国間のデータ移転枠組みを無効と判断した⁵。この判決は、単に個人データだけでなく、非個人情報の国際的な取り扱いにも影響を及ぼし、**データ法が第三国政府によるデータアクセスに厳格な保護措置を設ける方向性**へと繋がっている⁴。

Ⅲ-3-(1)-①-i . EUデータ法の前史 データベースの知的財産権：データベース指令と「独占の時代」

- 個人情報とは対照的に、**非個人情報、特にデータベースの法的扱いは、1996年に制定されたデータベース指令（Directive 96/9/EC）によって規律されてきた⁶**。本指令は、**データベースの作成者がその多大な労力や投資を投じてデータを収集・整理した努力を保護することを目的としていた⁷**。
- データベース指令の指令の最も特徴的な規定は、**著作権の要件である「独創性」を満たさないデータベースに対しても、新たに独自の知的財産権である「Sui Generis Right」（独自権）を付与した点**である。同権利により、データベースの「実質的な部分」の抽出や再利用が**15年間禁止され、大幅な更新が行われるたびに保護期間が延長されるため、理論上は保護が永続しうる**。
- しかし、IoTデバイスの普及に伴い、**製造者やサービス提供者が、デバイスから生成される膨大なデータの知的財産権を独占する根拠としてSui Generis Rightを利用**するようになった。これにより、**データが特定の企業に囲い込まれ（データのサイロ化）、ユーザーや独立した修理業者、新たなサービスプロバイダーがデータにアクセスできず、イノベーションや競争が阻害されるという「ベンダー・ロックイン」の問題が深刻化した**。

Ⅲ-3-(1)-①-i . EUデータ法の前史 知的財産権の保護からデータ利活用の促進へのパラダイムシフト

- 従来の法体系、特にデータベース指令は、**データ収集・整理への「投資」を保護することを最優先事項**としていた。このアプローチは、デジタル経済の初期段階においては、データベース産業の発展を促す上で一定の役割を果たした。しかし、**デジタル技術の進化、特にIoTの登場により、保護が強固すぎた結果、データが一部の企業に独占され、イノベーションと競争が阻害される**という、EUが現在直面する市場の課題の直接的な原因となった³。
- EUデータ法は、独占状態を是正するため、**知的財産権の保護よりもデータの流動性を優先**するという、根本的に異なるアプローチに舵を切る⁷。これは、**データの価値を「知的財産」として囲い込むのではなく、「公共財」としての側面を重視し、社会全体での利活用を促す**というEUの新たな価値観の反映である。**データ法は、法制度を通じて市場構造そのものを再構築しようとする、強力な産業政策のツールであり、データベース指令で確立された保護のあり方を抜本的に見直す**ものである。

Ⅲ-3-(1)-①-ii. EUデータ法策定の 経緯と目的

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的**
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-①-ii. EUデータ法策定の経緯と目的 未活用データという課題：産業データの潜在的価値の解放

- 欧州委員会は、**コネクテッドデバイスから生成される産業データのうち、推定で80%が活用されていない**と指摘している⁸。膨大なデータは、イノベーションと経済成長の巨大な潜在的源泉であり、その利活用を促すことがEUのデジタル戦略における最優先事項の一つとなっている⁴。委員会は、データ法の制定によってデータがより広く再利用されるようになれば、2028年までにEUのGDPに2,700億ユーロの追加価値をもたらすと期待している。
- データ法は、**この未活用データを公共の利益（例えば公共の緊急事態への対応）と経済的価値のために利用可能にすることを主要な目的とする**。これは、個人情報と非個人情報を包括的に扱いながら、個人情報に関してはGDPRの厳格な保護原則を前提としつつ、**非個人情報を含むIoTデータ全般のアクセス権と利用権を明確にする**ものである。

Ⅲ-3-(1)-①-ii. EUデータ法策定の経緯と目的 市場の非対称性への対処

- IoT市場における非対称性：
 - 多くのIoTデバイス（スマート家電、自動車、産業機械など）では、**製造者やサービス提供者のみがデバイスから生成されるデータに排他的にアクセスできる状態が続いていた**。これにより、**ユーザー（製品の所有者や利用者）や、独立した修理業者、新たなサービス開発者がデータを利用できず、競争が阻害**されていた。データ法は、パワーバランスを是正するために、**ユーザーにデータアクセス権を付与し、彼らがデータを第三者と共有できるようにすることで、アフターマーケットサービスにおける競争を促進し、価格の引き下げやサービスの質の向上を促すことを目指している**。

- クラウド市場における非対称性：
 - **IaaS、PaaS、SaaSなどのデータ処理サービス市場では、データの移行やスイッチングが高額な手数料、複雑な手続き、技術的・契約的な障壁によって妨げられ、「ベンダー・ロックイン」が常態化**していた。データ法は、これらの障壁を段階的に撤廃し、**顧客がプロバイダーを自由に選択できる、より公正で競争的な市場を創出**することを目指す⁹。

Ⅲ-3-(1)-①-ii. EUデータ法策定の経緯と目的 競争政策としてのデータ法

- EUデータ法は、GDPRのような個人情報保護を主眼とした法規とは異なり、その根底に競争政策の思想がある。同法律の主要な目的は、IoT市場やクラウド市場における独占的プレイヤーの優位性を是正し、中小企業や新興企業が参入しやすい環境を構築することにある²。
- 具体的には、**データ法の主要規定である「不公正な契約条項の禁止」は、市場支配力が強い大企業が、交渉力の弱い中小企業に不当なデータ共有条件を押し付けるのを防ぐための明確な意図を持つ。**また、**クラウドスイッチングの円滑化は、特定のプロバイダーへの依存を減らし、市場全体の競争を促すための重要な手段である⁹。**
- EUデータ法は、**データを共有することで、新たなサービスやビジネスモデルが生まれ、市場全体が活性化することを期待している。**これは、データを独占することに依存していた従来のビジネスモデルからの脱却を促すものであり、EU経済全体の競争力強化に繋がると考えられている。さらに、この政策は、**デジタル市場において支配的な地位を占める米国や中国の大手テック企業に対するEUの地政学的な対抗策**としての側面も持つ。データ法は、EU独自のルールを通じて、これらの企業に**EUの価値観と市場構造を強制するための重要なツール**として機能すると考えられている。

Ⅲ-3-(1)-①-iii. 法的取扱いの転換： EUデータ法の主要規定と 従来法との差異

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii **法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異**
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-①-iii. 法的取扱いの転換 データアクセスの基本原則とユーザーの権利の強化

- EUデータ法は、従来のデータ保護・管理の法的枠組みとは一線を画す、抜本的な変更を導入する。その核心は、データの利活用を促進するために、**ユーザーの権利を強化し、データ保有者の義務を明確**にすることにある。
- データ法は、コネクテッド製品のユーザーに、自らが生成したデータへのアクセス権と、そのデータを第三者と共有する権利を付与する。本権利は、以下の原則に基づいている⁸。
 - 「デザイン・バイ・アクセス」義務：
 - コネクテッド製品の製造者は、製品がその使用によって生成されるデータにユーザーが簡単、安全、かつ直接アクセスできるように、製品を設計し製造しなければならない。本規定は、2026年9月12日以降に市場に投入される製品に適用される。
 - **ユーザーのアクセス・共有権**：
 - ユーザーは、コネクテッド製品や関連サービスから生成されるデータを無料で、遅滞なく、リアルタイムで受け取る権利を持つ。さらに、ユーザーの要求があれば、データ保有者（製造者など）はそのデータを、ユーザーが選択した第三者（アフターマーケットサービス提供者など）に提供する義務を負う。この際、第三者はデータ提供にかかる直接的なコストのみを負担し、ユーザーに費用を請求することはできない。
 - **透明性要件**：
 - 製造者は、製品が生成するデータの種類、形式、量、データの生成が継続的か否か、利用目的、第三者提供の有無などを、事前に契約書やマニュアルなどでユーザーに明確に説明しなければならない¹⁰。

Ⅲ-3-(1)-①-iii. 法的取扱いの転換 知的財産権と企業秘密の取り扱い：Sui Generis Rightの制限

- データ法は、知的財産権（IPR）を完全に無視するわけではないが、その保護をデータ共有の義務との間でバランスさせる新たな枠組みを導入する⁴。
- データベース指令との関係：
 - データ法は、データベース指令（96/9/EC）の「Sui Generis Right」を制限し、データ共有を妨げるリスクを排除する。これにより、IoT機器から生成されたデータを含むデータベースに対して、Sui Generis Rightがデータ共有の障壁となることを防ぐ⁷。
- 企業秘密の「ハンドブレーキ」：
 - データ保有者は、データに企業秘密が含まれる場合、無条件に共有を拒否できるわけではない。共有前に、開示範囲の限定、秘密保持契約（NDA）の締結、アクセス制御などの技術的・組織的対策を講じる必要がある¹⁰。データ共有が「深刻な経済的損害」を引き起こす可能性が「極めて高い」ことを証明できる場合に限り、例外的に共有を拒否できる。この際、立証責任はデータ保有者側にある。

Ⅲ-3-(1)-①-iii. 法的取扱いの転換 クラウド・スイッチングの円滑化

- データ法は、「ベンダー・ロックイン」の問題に対処するため、以下の義務を課している⁹。
 - 契約・技術的障壁の撤廃：
 - ・ サービス提供者は、顧客が最大2ヶ月の通知期間でサービス切り替えを開始できるよう、技術的・契約的・商業的な障壁を取り除く義務を負う。
 - 手数料の段階的廃止：
 - ・ スwitchingにかかる手数料は、2024年1月11日以降、直接的なコスト（pass-through basis）のみに限定され、2027年1月12日以降は完全に禁止される。
 - 機能的同等性の確保：
 - ・ IaaSプロバイダーは、顧客が移行先のサービスで「機能的同等性（functional equivalence）」を達成できるよう、合理的な措置（ドキュメント、技術サポートなど）を講じなければならない。
 - 透明性の向上：
 - ・ サービス提供者は、スイッチング手続き、データ構造・形式、相互運用性に関する情報を事前に公開する義務がある。

参照先リスト

(Ⅲ-3-(1)-①. EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略)



注釈番号	文書名	URL
1	Thoughtworks「Why the EU Data Act is an opportunity, not a burden」	https://www.thoughtworks.com/en-us/insights/blog/data-strategy/eu-data-act
2	European Commission「Data Act explained」	https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/factpages/data-act-explained
3	Open Logistics Foundation「What the EU Data Act means for logistics, data sharing, and open source」	https://openlogisticsfoundation.org/what-the-eu-data-act-means-for-logistics-data-sharing-and-open-source-innovation/
4	Faegre Drinker「The EU Data Act: Impact on Connected Products and Device Manufacturers」	https://www.faegredrinker.com/en/insights/publications/2025/8/the-eu-data-act-impact-on-connected-products-and-device-manufacturers
5	European Commission「Data Act explained」	https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/factpages/data-act-explained
6	CSIS「The EU Data Act: The Long Arm of European Tech Regulation Continues」	https://www.csis.org/analysis/eu-data-act-long-arm-european-tech-regulation-continues
7	デロイト トーマツ グループ「自動車産業におけるEUデータ法・AI法の影響と課題」	-
8	内閣官房デジタル行財政改革会議 事務局「データ戦略タスクフォース中間とりまとめ 参考資料」	-
9	Oxford Academic「China's Data Property Rights System and the EU's Data Act」	-
10	トムソン・ロイター「EUデータ法が日本企業に与える影響と実務対応のポイント」	-

Ⅲ-3-(1)-②. EUデータ法に対する諸外国 からの反応

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② **EUデータ法に対する諸外国からの反応**
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-②-i. EUデータ法に対する 米国の反応

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応**
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-②-i-a. The EU Data Act: A Misguided Policy

【Ⅲ-3. 章構成】

Ⅲ 海外事例

3. テーマ別調査

(1) EUデータ法政策に関する議論

- ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
- ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応

a The EU Data Act: A Misguided Policy

b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS

- ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
- (2) The Data (Use and Access) Act 2025
- (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-②- i -a. The EU Data Act: A Misguided Policy

概要



- The EU Data Act: A Misguided Policyはアメリカ商工会議所（U.S. Chamber of Commerce）がEUのData Act（データ法）に関する専門家として2023年3月2日に発行した¹ホワイトペーパーである。
- レポートでは、EUのデータ関連規制が米国企業や国際市場に与える影響を分析している。EUデータ法の目的はデータ(個人/非個人)の公正なアクセスと使用を促進することであるが、本法案により複雑な規制枠組みが発生し、特に米企業へ影響を及ぼすと指摘をしており、現在のEUデータ法案が施行された場合に生じるとされる「意図しない結果」を政策立案者へ警告することを目的としている。「意図しない結果」の例は以下のとおり。
 - イノベーションの阻害
 - 米欧間貿易の制約
 - グローバルなデータガバナンスに対する危険な前例
- 全文は大きく3つの章立てで記載されており、各章の見出し及び要約は以下のとおり。
 - データ法の概要 – 目的と適用範囲 : データの利活用を促進する目的でありながら、**ゲートキーパーへの不均衡な規制を含んでおり、過度に介入的な枠組みである。**
 - 欧州で事業を行う米国企業への影響 : 自動車、航空、医薬品等幅広い産業で、知財・営業秘密の強制開示や**データ移転制限が米企業の競争力・投資意欲を損なうリスクとなる。**
 - データ法とWTO主要規制との不整合 : データ移転制限や差別的規制はGATT(関税及び貿易に関する一般協定)・GATS(サービスの貿易に関する一般協定)等のWTOルールに抵触する可能性が高く、**国際貿易秩序との整合性に疑義がある。**

Ⅲ-3-(1)-②- i -a. The EU Data Act: A Misguided Policy 文書内で言及されているEU法の懸念点及び米国への影響（1 / 2）

- レポート内で言及されているEUデータ法の懸念点は以下のとおり。
 - 以下は考えられる米国への影響を記載。

- **機密情報・営業秘密の強制共有**

米企業が保有する知的財産・営業秘密がEUによって侵害されるリスクを強調。これに伴い企業がEUでのデータ取得・収集を控えることになる危険性も指摘。

 - 研究開発成果の流出や模倣リスクが高まり、投資意欲や技術競争力を削ぐ可能性。

- **契約の自由の制限**

データ共有を義務付け、企業間で合意する契約内容の自由が減少し、イノベーションや新契約の柔軟な取り決めが阻害されると懸念。

 - 企業は契約者や社内ルールの見直し、監査対応などに多大なコストを要し、柔軟な企業運営が難しくなる可能性。

- **越境データ移転の制限**

EU内にある非個人データについて、EU法または加盟国法と抵触する場合、国外移転を阻止する義務化について記載されており、米国へのデータ移転が困難になる可能性がある。

 - 欧州に支店を持つ企業の米国本社へのデータ送信、グローバルな研究開発連携、サプライチェーン管理に支障きたす可能性。

Ⅲ-3-(1)-②- i -a. The EU Data Act: A Misguided Policy 文書内で言及されているEU法の懸念点及び米国への影響（2/2）

以下続き。

■ 「ゲートキーパー」企業への差別的扱い

EUのDMA(デジタル市場法)で「ゲートキーパー」に指定された企業に対し、データ共有の義務が課される一方で、同じ地位の他企業からのデータの受け取りが制限されることは米企業に不利に働くとの見解。

- 主にIT大手に対する規制であり、サービス展開や市場シェアに直接的な悪影響の恐れ。

■ 業種横断的影響

自動車、航空、医療、金融などの複数業界で適用されるため、広範な米企業に事業リスクが及ぶ可能性がある。例として、製薬分野ではR&Dデータ転送制限が研究を妨げ、金融サービスではグローバス運用が複雑化するなどが挙げられる。

- 自動運転、医療機器、FinTechなど、次世代産業領域での投資や成長が鈍化する懸念。

■ 国際貿易規範との整合性問題

WTO(GATT、TRIPS、TBT協定、GATS)などの国際条約との整合性についての疑義。

- WTO上の紛争や通商摩擦のリスクが高まる。

Ⅲ-3-(1)-②- i -a. The EU Data Act: A Misguided Policy

今後の動向と展望



■ 米国からEUへの修正要求

米国の政策立案者は、現状のEUデータ法は受け入れないと明確に伝えるべきである。欧州委員会も利害関係者からの懸念を受け、一定の修正を検討している段階にある。

■ 協議の場の活用

米国は、EUとの協議を通じて「契約の自由・任意のデータ共有・差別のない扱い」を重視した代替的な枠組みの検討を進めるべきである。そのための場として、米EU貿易・技術協議会（Trade and Technology Council）が有効に活用できる可能性がある。

■ EU側に対する一時停止の要請

EUの政策立案者は、米国や志を同じくする国々との協議が尽くされるまでEUデータ法のさらなる審議を一時的に停止すべきである。未解決の問題を抱えたまま法律として成立すれば、米欧間の経済協力を深刻な打撃を与える。

■ 法的手段の準備（WTOを含む）

米国は必要に応じて、WTO紛争解決手続きなど、国際的・国内的な法的手段を用い、EUがEUデータ法をそのまま成立させるのを阻止する準備を始めるべきである。

■ 国際的な波及防止

国際社会に対してもEUデータ法案を模倣すべきでないと警告する。企業に営業秘密や重要データの競合への移転を強制することは、将来的な投資を妨げ、イノベーションを阻害することとなる。

Ⅲ-3-(1)-②-i-b. National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS**
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-②-i-b. NTE Report 文書の概要



- National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS (NTE Report : 外国貿易障壁報告書) は米国通商代表部 (USTR : United States Trade Representative) が米国企業の輸出や投資に対して障壁となる外国の貿易慣行などについて、主要な国・地域別について示した報告書であり、1985年以降毎年公表²されている。
- 米国の通商法第181条によりUSTRは大統領へ本報告書を提出する義務があり、本報告書にて報告される障壁の削除または撤廃を目的とした貿易交渉を円滑にし、米国の貿易法の執行及び経済、安全保障上の利益の促進において貴重なツールである。
- 「貿易障壁」の定義 : 政府の法律・規則・政策・慣行 (非市場的政策・慣行を含む) において、公正な競争をゆがめたり損なうもの³、と広く定義が提示されている。
 - 障壁の14分類 : 輸入政策/貿易の技術的障害/衛生植物検疫措置/政府調達/知的財産保護/サービス障壁/電子商取引・デジタル貿易障壁/投資障壁/補助金/反競争的慣行/国有企業/労働/環境/その他障壁 (贈賄、汚職等)

Ⅲ-3-(1)-②-i-b. NTE Report EUデータ法に対する米国政府の公式見解



- 2025年3月に米国通商代表部により発表された本報告書において、EUのデジタル規制群が米国の輸出やサービスに対する重大な障壁であるとして明記された。
 - 言及されているEUのデジタル規制群：デジタルサービス課税（DTS）、デジタルサービス法（DSA）、デジタル市場法（DMA）、人工知能法（AI Act）、**データ法（Data Act）**、データローカライゼーション、ネットワーク使用料
- **EUの競合企業に対する不均衡**

データ法を含むEUのデジタル規制群は、表向きは競争促進や消費者保護である一方で、米国はEUと比較して「ゲートキーパー」と指定される大規模デジタルサービス提供者である企業がEUの競合企業を比較して多く、不均衡であると示している。
- **競争力低下への懸念**

データ法による企業データの共有義務やAI Actによるモデル学習データの開示について、サービス提供者に対する過度な要件の設定による米国企業の欧州における競争力低下を招く恐れや営業秘密・著作権の保護に関わる懸念を指摘している。

Ⅲ-3-(1)-②-i-b. NTE Report 米政府の対応

- 米政府は、EUのデジタル規制群について強い懸念を示しているが、今後の対応方針としては以下の3点としている。

- **動向の監視**

EUのデジタル規制についてはその施行状況および今後の制度運用の進展を引き続き注視する立場にあることが明示されている。
具体的な注視の対象例は以下の通り。

- 各法令が発行後に段階的に適用されていくスケジュール
- 実施規則等を通じて規制内容が今後さらに具体化・拡張され得る点
- 米国企業の事業活動や競争条件、知的財産権、越境サービス提供に与える影響等

- **EUとの継続的な関与**

米政府は、EUと継続的な関与を続け、制度設計および実施段階の双方において、EU側と意見交換・協議を継続していることが明示されている。
主な関与の目的は以下である。

- 不当な貿易障壁を生じさせないこと
- 規制が米国の輸出業者やサービス提供者に対して不均衡な影響を与えないこと
- 米国企業がEU市場において公正かつ予測可能な条件の下で事業活動を行えること

- **WTOおよび二国間での問題提起**

WTOの場での提起：規制措置の透明性の確保、規制案に対する事前通報、利害関係者が意見を提出するための十分な機会の提供を求めている。

二国間での提起：規制内容、実施方法、米国企業への影響に関する懸念を伝達している。

Ⅲ-3-(1)-②-ii. EUデータ法に対する各国 (米国を除く)の反応

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応**
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-②-ii. EUデータ法に対する各国の反応 EU内からの懸念や指摘（1/4）

- EU諸国はEUデータ法を支持する立場でありながら、施行前の議論で国内の懸念が表面化している。特にプライバシーと経済影響をめぐる批判が強い。
 - **支持意見：大手米国クラウド事業者への依存がEUのデータ主権と法的統制を弱めているとの批判があり、EU独自のクラウドインフラ整備が進むべき**という声がある。
 - **批判的意見：EU市場では、EUデータ法によるクラウド/データ処理サービスの切り替えが容易になる一方で、実際の移行には高い複雑性・コストが伴い、特に新興プロバイダーには逆風となる可能性**がある。また、**諸法令（GDPR、DORA、NIS2等）との複雑な相互作用がコンプライアンス負担を増す懸念も指摘**されている。

- 欧州機関・国際機関からの反応は以下のとおり。
 - **Business Europeなどのビジネス団体**
EUデータ法が「EU内のイノベーション投資を冷やす可能性」に懸念を示しつつも、セキュリティ、相互運用性、ポータビリティを保つべき⁴という意見を表明している。
 - **Tech Radar**
欧州が米国クラウド事業者から脱却し、データ主権を確立すべきとの主張⁵があり、代表的な政策には「ソブリンクラウド」や地域プロバイダー支援が含まれる。
 - **World Economic Forum**
EUデータ法のB2G（企業 to 政府）共有要件が「経済活動への冷却効果」を招く懸念を示しつつ、公的利用の透明かつバランスの取れた枠組みを重視している。

Ⅲ-3-(1)-②-ii. EUデータ法に対する各国の反応 EU内からの懸念や指摘（2/4）

- 各国からの反応は以下のとおり。

ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ■ DMA（Digital Markets Act）に関して連邦競争庁長が「過度な中央集権的規制は望ましくない」とし、EUの一律法令に対して国家当局の権限強化を求める声が出ている。 ■ 一部の政治家は「TikTok禁止を求める一方で、USへのデータ転送を無批判に受け入れるダブルスタンダード」と批判⁶。トレードシークレットの漏洩リスクと、EUのデータ主権が十分に守られていない点を指摘。ドイツは過去に無差別監視法を無効かしており、EUデータ法の政府のアクセス条項を懸念EYのドイツ専門家は、ビジネスへの影響として、転移価格（TP）や税務システムでのデータ共有が複雑化し、他分野アプローチが必要と指摘。
スイス	<ul style="list-style-type: none"> ■ スイスでは2018年より「データ・ポータビリティ（移転権）」が憲法的に支持され、GDPR級の制度整備を進める動きがあるため、EUデータ法にも親和性が高いとみなされている。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府や市民は「プライバシー侵害の拡大」と批判し、中国のような監視国家化を懸念。オランダは2024年10月の投票で棄権し、クライアントサイドスキャンニング（データ監視）の導入をプライバシーの侵害として反対。 ■ EUデータ法のデータ共有義務が過度で、ECCの時代に戻るべきとの意見も。また、フランス、スペイン、イタリアでの類似規制が人権違反で違法判決を受けた事例を挙げ、EUデータ法による無差別データアクセスを問題視。
フランス・スペイン・イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 類似のデータ監視措置が人権裁判で違法とされ、無差別サーベイランスの批判が強い。フランスはEUデータ法による国際データ転送制限を支持しつつ、国内企業への負担増を懸念。
デンマーク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開発者が、EUが市民を「監視資本主義」から守れず、US企業にデータを安価で搾取されると批判。また、Chat Control法の推進を「プライバシー破壊」と非難し、EUデータ法の類似のリスクを指摘
チェコ共和国	<ul style="list-style-type: none"> ■ AI規制の観点では、EUデータ法にも「国内立法への実装を確実に進めたい」という姿勢が伺える。

Ⅲ-3-(1)-②-ii. EUデータ法に対する各国の反応 EU内からの懸念や指摘 (3/4)

- 欧州データ保護委員会（EDPB）および欧州データ保護監督官（EDPS）は、2026年2月15日、デジタルオムニバス法案に対する共同意見（「On the Proposal for a Regulation as regards the simplification of the digital legislative framework (Digital Omnibus)」）を公表した⁹。
- 共同意見の中では、GDPRの改正に関して、個人のデータ保護を弱体化を理由として、個人データの定義に「主観的（相対的）アプローチ」を導入し、データを保有する特定のAI事業者等が利用可能な手段を用いて個人を特定できない場合に、当該事業者にとってそのデータは「非個人データ」となる旨を規定する内容について反対の意見を表明した。一方で、その他の義務的なデータ侵害通知のためのリスク閾値を引き上げ、通知期限を延長することなどの一定の措置については支持する意見を表明している。
- また、データガバナンス法およびオープンデータ指令の廃止、その主要規定のデータ法（Data Act）への統合については支持の意見を表明している。

EDPBおよびEDPSによるデジタルオムニバス法案に対する共同意見の主な内容 (1/2)

改正対象	改正内容	共同意見で示された意見内容
GDPR	AI開発における「正当な利益」の明文化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 根底にある目的を支持するが、改善が必要であると考え。 ■ EDPBはAIモデルに関する意見書28/2024においてすでにこれを明確に確認しているため、この趣旨の特別規定を挿入する必要はないと思われる。ただ、共同立法者が変更を進める場合には、EDPBとして正当利益評価および異議権に関する具体的提案を提示する。
	「科学的研究」の再定義と明確化、目的外利用禁止の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更を歓迎し、一定の改善を提案する。
	個人データ定義の「主観的アプローチ」の法制化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人が享受する保護水準に悪影響を与え、法的不確実性を生じさせ、または実務上の法適用をより困難にするため、重大な懸念がある。 ■ 個人データの定義に対する変更提案は、個人データ概念を狭め、データ保護に関する基本的権利に悪影響を及ぼすことになる。GDPRの限定的修正、「技術的改正」、またはCJEU判例の単なる成文化をはるかに超えるものである。個人データ定義の変更を採択しないよう強く求める。 ■ 仮名化後に「もはや個人データではないもの」を定義することは、EUデータ保護法の適用範囲に直接影響するものであり、実施行為によって扱われるべきではない。

Ⅲ-3-(1)-②-ii. EUデータ法に対する各国の反応 EU内からの懸念や指摘（4/4）

- 欧州データ保護委員会（EDPB）および欧州データ保護監督官（EDPS）は、2026年2月15日、デジタルオムニバス法案に対する共同意見（「On the Proposal for a Regulation as regards the simplification of the digital legislative framework (Digital Omnibus)」）を公表した。
- 共同意見の中では、GDPRの改正に関して、個人のデータ保護を弱体化を理由として、個人データの定義に「主観的（相対的）アプローチ」を導入し、データを保有する特定のAI事業者等が利用可能な手段を用いて個人を特定できない場合に、当該事業者にとってそのデータは「非個人データ」となる旨を規定する内容について反対の意見を表明した。一方で、その他の義務的なデータ侵害通知のためのリスク閾値を引き上げ、通知期限を延長することなどの一定の措置については支持する意見を表明している。
- また、データガバナンス法およびオープンデータ指令の廃止、その主要規定のデータ法（Data Act）への統合については支持の意見を表明している。

EDPBおよびEDPSによるデジタルオムニバス法案に対する共同意見の主な内容（2/2）

改正対象	改正内容	共同意見で示された意見内容
eプライバシー指令	ユーザーが要求したサービスの提供、セキュリティ確保、オーディエンス測定などの目的であれば、Cookieやローカルストレージへのアクセスに関する同意が不要となる「ホワイトリスト」の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 同意疲れおよびクッキーバナーの氾濫に対処する規制上の解決策を提供し、エンドユーザーの端末装置保護に適用される規則を簡素化するという本提案の目的を強く支持する。 ■ 端末装置内の個人データの保存またはアクセスに対する一般的禁止への限定的追加例外を導入しようとする点（特定の勧告を条件として）、および当該事項の監督がGDPRに基づき設置された監督当局に委ねられる点も概ね歓迎する。これは規制の一貫性をさらに支援するものである。
	ブラウザ設定等を通じた自動化された同意シグナルに対する法的効力の付与	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一方、端末装置へのアクセスおよび情報保存に関する規則を異なる法的手段へ分散させる提案については、法的不確実性を招く可能性があるとして懸念を示す ■ 法的確実性の向上、リスク最小化、および責任あるイノベーション促進のための追加勧告（文脈連動型広告の例外追加を含む）を提示する。また、新規規則の監督をデータ保護当局に委ねる場合には、実効的な是正権限の確保なしには実施できないことを強調する。
データ関連法	データガバナンス法・オープンデータ指令の廃止、その主要規定が改正後のデータ法（Data Act）に統合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規則の明確化および合理化を歓迎する。 ■ 特に、公共部門保有データの再利用に関するデータガバナンス法およびオープンデータ指令（ODD）の規則をデータ法へ統合する点は、コンプライアンスおよび規則適用を簡素化するものとして歓迎される

Ⅲ-3-(1)-②-ii. EUデータ法に対する各国の反応 非EU国からの懸念や指摘（1/2）

- アジアからは特に中国からの反応が顕著であり、EUデータ法による規制を「保護主義¹⁰」とみなしつつ、自国のデータ主権と比較する意見が多く見られる。
- 中国からの主な意見は以下のとおり。
 - **米国の監視プログラム（FISA702等）がEUの市民データを収集する点を強調し、国際転送制限を支持**している。EUが米国をデータ転送のホワイトリストから除外し、Privacy Shieldを無効化したことについても肯定的な評価をしている。
 - 一方で**EU規制が中国企業（TikTok等）への差別を生む可能性を批判¹¹**。
 - EUの枠組みを「正当なデータ主権行使」と見なす一方、**過度な制限はグローバル貿易を阻害**すると指摘。
 - EUと中国は2024年8月、非個人データの越境流通を促進する新たなメカニズムの議論を開始し、自動車や製造業等産業データの協調を模索している。

Ⅲ-3-(1)-②-ii. EUデータ法に対する各国の反応 非EU国からの懸念や指摘（2/2）

- その他の非EU国においても、EUデータ法がWTO違反の可能性を指摘しており、越境データ流通を制限する点を問題視している。
- 個別の国からの反応の例は以下のとおり。

イギリス	「EUの過度な干渉 ¹² 」と批判している。 イギリスでは「Data (Use and Access) Act 2025(DUA法)」により、Open Bankingに近い形でデータ流通を促す法整備を行い、EUデータ法を似た目的であるが、より柔軟かつイノベーション寄りのアプローチを推進 ¹³ している。
カナダ	EUデータ法の国際転送条項を「過度な保護主義」を懸念している。
イスラエル	EUの基準輸出が自国企業に負担を強いている点を批判。

Ⅲ-3-(1)-②-iii. 各国の批判に対する EUの反論・対応

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応**
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-②-iii. 各国の批判に対するEUの反論・対応（1/2）

【EUからの反論】

- 米国からの批判に対し、「クラウド・切り替え義務」及び「規制の複雑さ・重複」について反論は以下のとおり。
 - 米国商工会議所が切り替えの義務化は過重であると指摘しているが、EUはこれを技術革新や競争促進への重要な措置であると位置づけており、市場独占の是非や公平な競争環境が目的であると強調¹⁴している。
 - **DSA、DMA、AI法など複数の規制が重なるとの意見に対し、欧州委員会は、規制を緩めずに、事業者が遵守しやすいよう重複の削除や手続きの簡素化を検討中¹⁵であると表明している。**
- インド、日本、韓国など少なくとも10ヶ国に対して規制協調の交渉を進めており¹⁶、EUの高基準をグローバルに普及させる取り組みをして位置づけられている。

Ⅲ-3-(1)-②-iii. 各国の批判に対するEUの反論・対応（2/2）

【EU側の公式スタンス】

- EU側は、規制の厳しさゆえの懸念には対応策を示しつつも、競争促進・安全・透明性・統一市場構築という戦略目的を正面から訴え、妥協は行わない姿勢を堅持している。
- **規制簡素化・重複削除への取り組み**
過剰な行政負担に対応するため、DSA・DMA・AI法などの重複を排除し、コンプライアンスを簡素化する提案を進めている。これは事業者の負担軽減を目的としているのみであり、重大な法令自体と弱める意図はないと強調¹⁷している。
- **貿易交渉圧力に屈せず、規制は維持の方針**
DMAやDSAに基づく調査も進行しており、大手IT企業に対する法の執行に妥協しない姿勢¹⁸を鮮明にしている。
- **「データ主権」と「経済活力」の両立**
EU内で独自に生成された産業データの価値をEU圏内で管理・活用するため、“European data space”の形成が不可欠と主張し、EUデータ法の経済成長への寄与を示唆している。（2028年までに2,700億ユーロのGDP押上げ）¹⁹

参照先リスト

(Ⅲ-3-(1)-②. EUデータ法に対する諸外国からの反応) (1/2)



注釈番号	文書名	URL
1	US. Chamber of Commerce「The EU Data Act: A Misguided Policy」	-
2	JETROビジネス短信「バイデン米政権、2024年外国貿易障壁報告書を公表、産業界はデジタル貿易・非関税障壁軽視と反発」	-
3	2025年 NTE Report	https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2025/march/ustr-releases-2025-national-trade-estimate-report
4	BUSINESSEUROPE「BusinessEurope reacts to today's EU Parliament plenary vote on the EU Data Act」	https://www.businesseurope.eu/publications/businesseurope-reacts-to-todays-eu-parliament-plenary-vote-on-the-eu-data-act/?utm_source=chatgpt.com
5	Techradar「The path to European data sovereignty」	https://www.techradar.com/pro/the-path-to-european-data-sovereignty?utm_source=chatgpt.com
6	POLITICO「Musk, Meta fuel far-right attack against EU tech 'censorship」	https://www.politico.eu/article/elon-musk-x-mark-zuckerberg-meta-fuel-far-right-attack-against-eu-tech-censorship/
7	Effective Regulation and Firm Compliance: The Case of German Privacy Policies	https://www.nber.org/system/files/chapters/c15029/c15029.pdf
8	The National Law Review「Is the Dutch Data Protection Authority's Restrictive Approach to Legitimate Interests an Eccentricity or a Trend」	https://natlawreview.com/article/dutch-data-protection-authority-s-restrictive-approach-to-legitimate-interests
9	EDPB-EDPS JOINT OPINION 2/2026	https://www.edps.europa.eu/system/files/2026-02/edpb_edps_jointopinion_202602_digitalomnibus_en.pdf
10	EU-China Affairs Review – April 2024	https://ine.org.pl/en/eu-china-affairs-review-april-2024/
11	Chinese Tech Giants Under Fire: Complaints Over Data Transfers to China	https://www.gdpneu.org/chinese-tech-giants-under-fire-complaints-over-data-transfers-to-china/
12	'Selling out of the UK!' Ben Habib unleashes FURIOUS rant at 'very dangerous' EU-UK 'reset'	https://www.gbnews.com/politics/brexit-ben-habib-uk-eu-deal-brexit
13	Comparison: UK Data Access Act and EU Data Act	https://www.orrick.com/en/Insights/2025/07/Comparison-UK-Data-Access-Act-and-EU-Data-Act

参照先リスト

(Ⅲ-3-(1)-②. EUデータ法に対する諸外国からの反応) (2/2)



注釈番号	文書名	URL
14	The EU Data Act — Data Switching Rights for EU Customers	https://www.faegredrinker.com/en/insights/publications/2025/8/the-eu-data-act-data-switching-rights-for-eu-customers
15	EU commission looks cut overlap tech directives virkkunen	https://www.reuters.com/technology/eu-commission-looks-cut-overlap-tech-directives-virkkunen-2025-03-27/
16	EUS ai lobbying blitz gets lukewarm response asia officials	https://www.reuters.com/technology/eus-ai-lobbying-blitz-gets-lukewarm-response-asia-officials-2023-07-17/
17	Europe set to simplify corporate regulation, EU's digital chief says	https://www.reuters.com/world/europe/eu-digital-chief-will-propose-plans-ease-digital-regulation-2025-02-20/
18	EU push to protect digital rules holds up trade statement with US, FT reports	https://www.reuters.com/business/eu-push-protect-digital-rules-holds-up-trade-statement-with-us-ft-reports-2025-08-17/
19	The EU Data Act: The Long Arm of European Tech Regulation Continues	https://www.csis.org/analysis/eu-data-act-long-arm-european-tech-regulation-continues

Ⅲ-3-(1)-③. EU Data Act下での MCTs (Model Contractual Terms) について

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ **EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について**
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-③-i MCTs (Model Contractual Terms) の概要

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要**
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)- i . MCTsの概要 背景と目的

- EU Data Actは、データホルダー（データ生成元となる製品やサービスの提供者）が、ユーザーや第三者（データ受領者）に対してデータを共有する義務を規定。
- 特に、Chapter II（B2BおよびB2Cデータ共有）とChapter III（義務的B2Bデータ共有）で、公正、合理的、非差別的な契約を確保するための非拘束的なモデル契約条項を欧州委員会が開発・推奨するよう義務付け。
- 欧州委員会ではこれらを踏まえて、推奨予定のモデル契約条項（MCTs（Model Contractual Terms））、標準契約条項（SCCs（Standard Contractual Clauses））を策定。
- MCTsは、契約交渉の簡素化、法的確実性の向上、トレードシークレットの保護を目的とし、B2Bデータ市場の信頼を高めることを目的。また、クラウドコンピューティング契約のための標準契約条項（SCCs）も併せて提供し、主にデータ共有に焦点を当てる。
- これらのテンプレートは、欧州委員会のB2Bデータ共有およびクラウド契約に関する専門家グループによってドラフトされ、2024年末のオンラインセミナーで議論。ドラフト版は2025年1月に公表され、最終版が2025年4月2日に公開。
- これらはData ActのArticle 34（データアクセスと使用に関するモデル契約条項）とArticle 41（クラウド契約のSCCs）に準拠。

Ⅲ-3-(1)- i . MCTsの概要 MCTsの内容と構造（1/2）

- MCTsは、データ共有の典型的な4つのシナリオごとにAnnex（付属書）として分けられており、各々がWord形式の編集可能なテンプレートとして提供
- これらは非拘束的であるため、企業はこれを基にカスタマイズ可能であるが、Data Actの要件（例：合理的な補償、非差別性）を満たすよう設計。
- 主要なカバー領域は以下の通り
 - 合理的な補償（Reasonable Compensation）：**データ提供に対する対価を定義。過度な負担を避け、市場価格に基づく。**
 - トレードシークレットの保護（Protection of Trade Secrets）：データホルダーがトレードシークレットを特定し、受領者が機密保持義務を負う。「Trade Secrets Appendix」（トレードシークレット付録）で詳細を記述。
 - データアクセスと使用の権利・義務：**データの形式、頻度、セキュリティを規定。**データホルダーは受領者のデータアクセスを支援する義務を負う可能性があるが、これは議論の対象（例：セミナー参加者の76%が過度と指摘）。
 - 個人データの扱い：**GDPRとの整合性を考慮し、正当な利益に基づく共有を想定。**ただし、バランステストが必要。その他の条項：終了、セキュリティ、責任、紛争解決など。
- これらのテンプレートは、**Data Actの不公正な契約条項（例：一方的な責任免除）を避けるよう設計。企業はこれを活用してコンプライアンスを確保が可能。**

Ⅲ-3-(1)- i . MCTsの概要 MCTsの内容と構造 (2/2)



〈具体的なAnnexの概要〉

Annex	シナリオ	主な対象者と内容	Streamlexが提供するソース
Annex I	Data Holder to Data User	データホルダーが接続製品から生成されたデータを使用者に提供。ユーザー契約の基盤で、非個人データの使用を契約ベースに制限。	https://assets.ctfassets.net/9gcqy879tcj6/36saFOyRVCgtipcQm0hsO1/8e0ce89fae6366fc2c5117680b02d538/Annex I. Data Holder to Data User MCTs.docx
Annex II	User to Data Recipient	ユーザーがデータホルダーに対し、第三者（受領者）へのデータ提供を要求（Data Act Article 5）。ユーザーと受領者間の契約テンプレート。	https://assets.ctfassets.net/9gcqy879tcj6/69DySWqxQ0WC9zHDJEXaqy/2cd753d9846356d9096a0ba74c23defc/Annex II. User to Data Recipient MCTs.docx
Annex III	Data Holder to Data Recipient	データホルダーがユーザーの要求に基づき、事業者受領者にデータを提供（Data Act Article 5）。B2B共有の核心。	https://assets.ctfassets.net/9gcqy879tcj6/2AXqXRv9WQOiTzy9kfIrUA/d1a43dc50e617bb0ce7c496b4d6d67e0/Annex III. Data Holder to Data Recipient.docx
Annex IV	Voluntary Data Sharer to Data Recipient	ユーザーの要求なしにデータ共有者が任意でデータを提供。任意共有の柔軟なテンプレート。	https://assets.ctfassets.net/9gcqy879tcj6/82NikA5ZV983CHB357OWD/4dc3cff86bca7774f68c90e8cdc81c89/Annex IV. Voluntary Data Sharer to Data Recipient.docx
SCCs (クラウド用)	—	—	https://assets.ctfassets.net/9gcqy879tcj6/5oMPXF8BwdlI4gza6jtfjH/9f384a8df9560f4526c1bf8724714fc8/Data Act SCCs.docx

※ 企業はこれらAnnexを基に契約を作成し、Data ActのArticle 4（ユーザーとデータホルダーの権利・義務）などに準拠させることを推奨。

詳細なガイダンスは、欧州委員会のData Act説明ページ（<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/factpages/data-act-explained>）を参照。

Ⅲ-3-(1)- i . MCTsの概要 適用範囲と対象者

- 対象者:
 - 主にB2Bデータ共有に関わる企業。
 - データホルダー（IoT製品メーカーなど）、ユーザー（製品利用者）、データ受領者（第三者事業者）が該当。
 - B2C要素も含むが、焦点は事業者間。
- 適用状況:
 - Data Actの下でデータ共有が義務付けられる場合（例：接続製品のデータ）。任意共有にも使用可能。
- 制限と課題:
 - **MCTsは一般的なため、業界特有の調整が必要**。トレードシークレットの開示が機密性を損なうリスクや、データ共有の法的基盤（特に個人データ）の不明瞭さが指摘される。
 - Data Act施行後3年以内に欧州委員会が影響評価を行い、必要に応じて改正の提案がなされている。

Ⅲ-3-(1)-③-ii. MCTsの具体的な適用 (検討段階含む)

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）**
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-③-ii. MCTsの具体的な適用事例に関する概要

- MCTsはEU Data Act（データ法）の下で推奨される非拘束的なテンプレートであり、2025年4月に欧州委員会の専門家グループにより最終版が公開。
- これらは**データ共有契約の公正性を確保するためのもの**で、具体的な使用例や検討事例は、主に**B2Bデータ共有シナリオ**で議論。
- ただし、Data Actの適用開始が2025年9月12日であるため、**実務的な導入事例はまだ限定的**。専門家グループの報告書や法務事務所の分析から、仮想的な適用事例や条項のサンプルが提案。
- 以下で、テンプレートに基づく具体的な例と、利用時の検討ポイントを整理。情報は欧州委員会のFAQや専門家グループの最終報告書に基づく。

Ⅲ-3-(1)-③-ii. MCTsの具体的な適用 MCTsのテンプレートから抽出される具体的な条項例

- MCTsは4つのAnnex（付属書）で構成され、各々がWord形式の編集可能テンプレート。
- 欧州委員会の専門家グループ報告書によると、これらは**データ共有の典型的なフローをカバーし、合理的な補償、トレードシークレットの保護、データ使用の制限などを規定。**
- 以下に、各Annexから具体的な条項例を挙示する（テンプレートの構造に基づき、簡略化して引用）。
- これらは**カスタマイズ可能であるが、Data ActのArticle 13（不公正条項の禁止）に準拠する必要がある。**

Ⅲ-3-(1)-③-ii. MCTsの具体的な適用 MCTsの詳細な内容分析

- MCTsは4つのAnnexとクラウドSCCsからなり、Wordテンプレートとして提供。
- 専門家グループの深層分析では、以下が核心：
 - トレードシークレット保護の強化: データホルダーがTrade Secrets Appendixで秘密を特定し、受領者の機密保持義務を厳格化。逆工学禁止条項が標準。
 - 合理的な補償の枠組み: 直接コストを超えない対価を推奨 (Article 9)。市場価値ベースのカスタマイズ可能だが、過度な負担は不公正とみなす。
 - データアクセスと使用权: 機械可読形式 (JSON/CSV) でリアルタイム/バッチ共有を義務化。GDPRとのリンクで、個人データ共有時は正当利益テスト必須。
 - 不公正条項の回避: Hogan Lovellsの2025年7月分析では、Data Act Article 13の禁止条項 (例: 一方的な責任免除、過度な制限) をMCTsが具体的に排除。
- 構造の深層: Annex III (データホルダーから受領者への共有) が最も複雑で、B2Bの核心。YPOGのレポートでは、終了条項 (データ削除義務) と責任制限 (誤用非責任) が実務的鍵。

Ⅲ-3-(1)-③-ii . MCTsの具体的な適用

Annex I: Data Holder to Data User (データホルダーからデータユーザーへの共有)



条項の項目	テンプレート上の規定	和訳
条項例: Definitions (定義)	"Data" means the data generated by the use of the Product(s) as defined in Article 2(2) of the Data Act. "Trade Secrets" means information that meets the criteria of Article 2(1) of Directive (EU) 2016/943.	「データ」とは、Data Act 第2条第2項で定義される製品の使用により生成されたデータを意味する。「営業秘密」とは、EU指令2016/943の第2条第1項の基準を満たす情報を指す。
条項例: Obligations of Data Holder (データホルダーの義務)	The Data Holder shall make the Data available to the Data User in a machine-readable format, at no cost or for reasonable compensation not exceeding the direct costs of making the Data available.	データホルダーは、データユーザーに対して、機械可読形式でデータを提供しなければならない。その際のコストは無料、またはデータ提供に要する実費を超えない合理的な補償でなければならない。
条項例: Protection of Trade Secrets (トレードシークレットの保護)	The Data User shall not use the Data to reverse-engineer the Product or disclose Trade Secrets without prior written consent.	データユーザーは、事前の書面による同意なしに、当該データを用いて製品のリバースエンジニアリングを行ったり、営業秘密を開示したりしてはならない。

【使用の具体例】

- IoTデバイスメーカー（データホルダー）が、製品ユーザーに対して生成データを共有する契約で使用。
- 例: スマート家電の使用データ（消費電力ログ）をユーザーがアクセス可能にし、ユーザー側がそれをエネルギー最適化アプリに活用する場合、補償として「データ提供コストのみ」と規定。

Ⅲ-3-(1)-③- ii . MCTsの具体的な適用

Annex II: User to Data Recipient (ユーザーからデータ受領者への共有)



条項の項目	テンプレート上の規定	和訳
条項例: Scope of Data Sharing (共有範囲)	The User grants the Data Recipient the right to access and use the Data for the purpose of [specify, e.g., providing repair services], subject to GDPR compliance if personal data is involved.	ユーザーは、受領者に対し、[修理サービスの提供等の具体的な目的を明記]の目的で、データへアクセスし利用する権利を付与する。なお、個人データが含まれる場合には、GDPRの遵守を要するものとする。
条項例: Compensation (補償)	The Data Recipient shall pay the User [amount or formula, e.g., based on market value] for the Data, unless agreed otherwise.	データ受領者は、データの対価として、[市場価格に基づく金額、または合意された算定式等を明記]をユーザーに支払うものとする。ただし、別途合意がある場合はこの限りではない。
条項例: Termination (終了)	Either party may terminate upon [e.g., 30 days' notice] or breach of confidentiality.	いずれの当事者も、[例：30日前の通知]により、または機密保持義務違反があった場合には、本契約を終了することができる。

【使用の具体例】

- 製品ユーザーが第三者（データ受領者）にデータを転送する場合。
- 例：自動車所有者（ユーザー）が、独立修理工場（受領者）に車両診断データを共有する契約で、受領者がデータを修理目的のみに使用し、トレードシークレット漏洩を防ぐ条項を挿入。

Ⅲ-3-(1)-③-ii . MCTsの具体的な適用

Annex III: Data Holder to Data Recipient (データホルダーからデータ受領者への共有)



条項の項目	テンプレート上の規定	和訳
条項例: Data Access Rights (アクセス権)	Upon request from the User, the Data Holder shall provide the Data to the Data Recipient in real-time or batch format, ensuring interoperability.	ユーザーからの要請に応じて、データホルダーは、リアルタイムまたはバッチ形式で、相互運用性を確保した上で、受領者に対してデータを提供しなければならない。
条項例: Liability (責任)	The Data Holder is not liable for the Data Recipient's misuse of Data, provided the Data is accurate as shared.	提供されたデータが正確である限りにおいて、データホルダーは、受領者によるデータの不正使用について責任を負わないものとする。

【使用の具体例】

- ユーザーの要求に基づくB2B共有。
- 例: 産業機械メーカー（ホルダー）が、ユーザーの指示でサードパーティのメンテナンス企業（受領者）に稼働データを共有。契約でデータ形式（JSONなど）を指定し、非差別的なアクセスを保証

Ⅲ-3-(1)-③- ii . MCTsの具体的な適用

Annex IV: Voluntary Data Sharer to Data Recipient (任意共有)



条項の項目	テンプレート上の規定	和訳
条項例: Voluntary Nature (任意性)	This agreement is voluntary and does not stem from Data Act obligations.	本契約は任意のものであり、Data Act に基づく法的義務から生じるものではない。
条項例: Data Usage Restrictions (使用制限) :	The Data Recipient may use the Data only for [agreed purposes, e.g., research], and must delete it upon termination.	データ受領者は、[研究などの合意された目的]に限って当該データを利用するものとし、契約終了時には当該データを削除しなければならない。

【使用の具体例】

- 義務外の任意共有。
- 例: データ共有プラットフォームが、参加企業にデータを任意で提供する契約で、研究目的に限定し、補償を市場ベースで設定。

Ⅲ-3-(1)-③-ii . MCTsの具体的な適用 MCTsを用いるための検討事例

- MCTsの適用はまだ初期段階。欧州委員会のFAQや業界報告から、以下の仮定シナリオや実際の検討事例が挙げられる。これらはData Actの目的（データ経済の活性化、Green Deal支援）を体现。
- これらの事例は、MCTsがデータ共有の障壁を低減し、公正なエコシステムを構築することを示す。
- **ただし、実際の適用では法的レビュー（例：Hogan Lovellsの不公正条項分析を参考）が不可欠。**
- さらに詳細なカスタマイズや業界特化については、欧州委員会のFAQ（<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/data-act>）を参照。

事例カテゴリ	具体的な事例	MCTsの適用ポイント	検討のポイント
IoTデバイスと修理サービス	スマート家電（例：冷蔵庫）のメーカー（データホルダー）が、ユーザー要求で独立修理業者（データ受領者）に故障診断データを共有。	Annex IIIを使用。データアクセス権とトレードシークレット保護条項を挿入し、補償を「直接コストのみ」に限定。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修理コスト低減と製品寿命延長を目指す。GDPR遵守（個人データ含む場合）とトレードシークレットの特定が必要。 ■ VDMAのケーススタディでは、機械エンジニアリング企業が類似シナリオでデータ共有の障壁を指摘。
産業機器の最適化	製造業の機械（例：CNCマシン）から生成される性能データ（振動、温度）を、ユーザー企業がアナリティクスプロバイダー（受領者）に共有。	Annex IIとIIIを組み合わせ。使用制限条項で「予測メンテナンス目的のみ」と規定。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 効率向上（例：ダウンタイム削減）が期待されるが、契約でデータ形式の互換性を確保。 ■ 専門家グループ報告書では、B2B交渉の簡素化が強調。
精密農業のデータ活用	農機具（例：トラクター）のセンサーデータ（土壌水分、GPS）を、農家（ユーザー）が農業コンサルタント（受領者）に共有。	Annex IVで任意共有。補償条項を「データ価値に基づく」と設定。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 作物収量最適化と環境負荷低減（Green Deal準拠）。 ■ 検討では、データ所有権の明確化が鍵で、Pinsent Masonsの分析では不公正条項回避の重要性を指摘。
業界団体のケーススタディ	VDMA（ドイツ機械工業連盟）の報告書で、データ駆動型ビジネスモデルの企業事例（例：機械メーカーの予測保守サービス）。	MCTsを基にデザイン思考で新シナリオ作成。トレードシークレット保護を強化。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 課題として、契約の柔軟性と法的確実性を挙げ、MCTsの適応で解決。 ■ Skaddenのインサイトでは、2025年9月までの準備を推奨。

Ⅲ-3-(1)-③-ii. MCTsの具体的な適用 MCT実施課題の整理

【共通課題】

- Data Act施行直前、複数のレポートが課題を指摘。
- VDMAの2023年スタディ（2025年更新版）では、機械産業でのデータ共有がコスト増大を招くと分析。
- これらの課題は、**Data Actがデータ経済活性化を目指す一方、規制負担を増大させるジレンマを示唆。**
- 主な課題を以下に示す。

課題カテゴリ	詳細説明	影響と対策例
トレードシークレットとセキュリティリスク	データ共有がトレードシークレット漏洩を助長。US Chamberレポートでは、撤回権限の不足を批判。	企業はMCTsの保護条項を強化。Clifford Chanceの2024年11月フォーラムでは、暗号化と監査を推奨。
GDPRとの整合性	個人データ含む場合、同意/正当利益の証明が複雑。EDPB Statementで強調。	データ匿名化ツール導入。Deloitteの2025年5月分析では、コンプライアンスコストが中小企業を圧迫。
コストと運用負担	データ形式変換やアクセス支援の義務が負担。Arthur D. Littleの2025年6月レポートでは、EU企業がデータオーケストレーションへ移行が必要。	MCTsのカスタマイズで軽減。Open Logistics Foundationの2025年6月スタディでは、デバイス特定とデータ共有ポリシーの策定を優先。
不公正条項の解釈	市場力格差で大企業が有利。HEUKINGの2025年3月記事では、契約交渉の不均衡を指摘。	MCTs活用で標準化。Skaddenは2025年9月までの準備を強調。
クロスボーダー共有	非EU企業へのデータ転送がGDPR SCCsと重複。Tranquil Dataの2024年記事（2025年更新）で実施難を指摘。	EU AI Actとの統合（2025年8月適用）。

Ⅲ-3-(1)-③-ii. MCTsの具体的な適用 実務事例とケーススタディ

【事例ごとの課題】

- 施行前だが、業界スタディが実施されている。
- 欧州委員会のFAQでは、IoTデータ共有を想定。
- これらの事例は、MCTsがデータ価値解放を促進する一方、業界特化調整を要する点を浮き彫り。Streamlexの2025年4月記事では、テンプレートのダウンロード数が急増し、早期採用企業が増加。
- 以下に事例を分類する。

事例セクター	具体例	MCTs適用と成果/課題
機械/産業	VDMAスタディ: CNC機械の振動データをメンテナンス企業と共有。Annex III使用で予測保守実現。	<ul style="list-style-type: none"> ■ ダウンタイム削減だが、トレードシークレット保護で追加契約必要。
農業/精密農業	農機具センサーデータをコンサルタントに共有（Article 5準拠）。Annex IVで任意共有。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 収量最適化（Green Deal支援）。 ■ 課題: データ互換性。
IoT/家電	スマート冷蔵庫の診断データを修理業者へ。Annex II/IIIでユーザー要求対応。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修理コスト低減。GDPRで個人データ匿名化必須。
クラウド/スイッチング	データ移行時のSCCs使用。Skadden事例: クラウドプロバイダー間移行。	<ul style="list-style-type: none"> ■ ロックイン回避。 ■ 課題: 非EUプロバイダーのコンプライアンス。
ヘルスケア/研究	暗号化データ共有（GDPR/HIPAA準拠）。X議論から: 医薬企業間の患者データ共同研究。	<ul style="list-style-type: none"> ■ プライバシー保護下のイノベーション。 ■ 課題: 同意管理。

Ⅲ-3-(1)-③-ii . MCTsの具体的な適用 MCTsの最新開発と更新

- MCTsは2025年4月に欧州委員会の専門家グループにより最終版が公開され、Data Actの施行に先駆けて推奨。2024年末のドラフト相談（オンラインウェブセミナー）を経てのものであるが、2025年8月現在、大きな改正はなく、**施行後の影響評価（Data Act Article 42: 3年以内のレビュー）が予定**されている。
- 欧州委員会は**2025年6月に追加FAQを更新し、MCTsの適用を明確化**：B2Bデータ共有の公平性を高め、クラウドSCCs（Standard Contractual Clauses）と併用を推奨。
- また、EDPB（European Data Protection Board）は2025年7月にStatement 4/2025を発行し、**MCTsのGDPR整合性を強調**（例：個人データ共有時の同意要件）。
- 専門家グループの報告書では、**MCTsがデータ経済の活性化（EUのGreen Deal支援）とトレードシークレット保護（Directive 2016/943準拠）を両立**させる点を強調。
- しかし、US Chamber of Commerceの2025年レポートでは、MCTsが過度なデータ共有を強制し、トレードシークレット漏洩リスクを高めると批判。施行直前（2025年6月）のSkadden分析では、企業は9月までにMCTsを基にした契約レビューを急ぐよう警告。

Ⅲ-3-(1)-③-iii. Catena-X・ 自動車関連分野での MCTs適用に係る検討状況

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii **Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況**
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(1)-③-iii. Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況

Catena-Xの概要とData Act/MCTsとの関連

- Catena-Xは、自動車バリューチェーン全体（OEM、Tier1サプライヤー、中小企業など）でセキュアなデータ共有を可能にする分散型データスペースで、EUのデータ戦略（Data Actを含む）と整合。
- Data ActのArticle 34で推奨されるMCTsは、データホルダーとユーザー間の公正な契約を促進するもので、Catena-Xのデータ交換契約（Data Exchange Contracts）はこれに準拠するよう設計されている。
 - 具体的には、Catena-XではEclipse Data Space Connector（EDC）を用いた契約締結プロセスが採用される。
 - 事前定義ポリシー（Predefined Policies）でアクセス権、使用制限、補償を規定。
 - これにより、Data Actの不公正条項禁止（Article 13）とトレードシークレット保護（Directive 2016/943）を満たす。
- MCTsのAnnex III（データホルダーからデータ受領者への共有）を基にしたカスタマイズが可能で、自動車セクターのユースケース（例：品質管理、サステナビリティ）で検討される。

Ⅲ-3-(1)-③-iii. Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況 適用または検討事例の概要（1 / 2）

- 自動車分野では、Catena-Xを活用したデータ共有がData Actの要件を先取りしており、以下のような事例が挙げられる。
- 予測メンテナンス、供給チェーン最適化、循環経済支援を中心に、MCTsの合理的な補償とデータ使用制限を組み込んだ契約を想定。
- これらの事例では、**Catena-XがData Actの要件を先取りし、MCTsを基にした契約テンプレートでコンプライアンスを確保しているが、課題としてトレードシークレット漏洩リスク、GDPRとの重複、運用コスト**が挙げられる。
- BASFのポジションでは、Catena-Xを自動車バリューチェーンのデータ共有標準として支持し、Data Actの影響を肯定的に評価。将来的には、**Data Actの影響評価（Article 42）でMCTsの改正が検討され、Catena-Xのようなイニシアチブが自動車セクターのベストプラクティスとなる可能性がある。**

Ⅲ-3-(1)-③-iii. Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況

適用または検討事例の概要 (2/2)

〈適用または検討事例の概要〉

事例カテゴリ	具体的な事例	MCTsの適用/検討ポイント	関連ソースと詳細
接続車両データ共有 (Connected Vehicles)	<ul style="list-style-type: none"> ACEA (欧州自動車工業会) のポジションペーパーで、接続車両からのデータ (センサー、GPS、診断データ) をOEMからユーザー/第三者 (修理業者、保険会社) に共有。 予測メンテナンスや交通安全最適化をユースケースとして検討。 	<ul style="list-style-type: none"> MCTsのAnnex I/IIを基に、データアクセス権とトレードシークレット保護を契約に組み込み、非差別的な共有を確保。 Data Act施行後の市場評価を推奨し、モデル契約条項をAI開発 (例: Large Language GPAI Models) のIP保護に活用。 	<ul style="list-style-type: none"> Extended Vehicle (ExVe)コンセプトを基盤に、ISO標準準拠のセキュア共有。 課題: 標準化不足とコスト増大。
品質管理と根因分析 (Quality Use Case)	<ul style="list-style-type: none"> Catena-XのQuality Use Caseで、OEMとTier1サプライヤー間で品質データを交換。 品質問題の早期検知と根因分析を目的とし、自動車部品 (例: エンジン、バッテリー) のデータ共有。 	<ul style="list-style-type: none"> MCTsのAnnex IIIを適用し、データ形式 (機械可読) と使用制限 (分析目的のみ) を規定。 トレードシークレットの付録で保護を強化。 	<ul style="list-style-type: none"> データモデル (例: Aspect Models) を用いた多階層共有。 SMEs向けに簡素化され、Industry 4.0移行を支援。
サステナビリティとDigital Product Passport (DPP)	<ul style="list-style-type: none"> Catena-XのBattery Passportで、バッテリーのライフサイクルデータ (製造、統合、使用、廃棄) を共有。 EU Battery RegulationとData Actに準拠した循環経済支援。 	<ul style="list-style-type: none"> MCTsのAnnex IV (任意共有) を基に、データ主権と補償を契約化。 Semantic HubとDigital Twin Registryで相互運用性を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車バッテリーのサプライチェーン透明性向上。 QRコードアクセスでステークホルダー共有を容易化。
製造と供給チェーン最適化	<ul style="list-style-type: none"> Catena-XのDemand and Capacity ManagementやModular Productionで、生産データ (需要予測、容量) を共有。 中小企業 (SMEs) のIndustry 4.0移行を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> MCTsをカスタマイズし、GDPR整合と合理的な補償を組み込み。 Predefined Policiesで契約を標準化。 	<ul style="list-style-type: none"> データ駆動型生産でダウンタイム削減。 VDMAのスタディでCatena-Xを自動車のデータエコシステム例として位置づけ。
アフターマーケットとイノベーション	<ul style="list-style-type: none"> CLEPAの指摘で、Data Actがアフターマーケットのデータアクセスを促進。 独立修理業者への診断データ共有を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> MCTsのAnnex IIでユーザーから第三者への共有を規定。 競争促進のため、OEMのデータロックインを回避。 	<ul style="list-style-type: none"> 予防メンテナンスや使用ベース保険の市場潜在性。 ただし、Copenhagen Economicsのスタディで限定されたポテンシャルを指摘。

カテゴリ	文書名	URL
業界団体およびステークホルダーレポート	The EU Data Act: A Misguided Policy	https://www.uschamber.com/assets/documents/US-Chamber-EU-Data-Act-Report.pdf
	EU Data Act: Challenge or Opportunity?	https://openlogisticsfoundation.org/eu-data-act-challenge-or-opportunity/
法務事務所およびコンサルティング分析	EU Data Act: Three Months To Go Before New Rules	https://www.skadden.com/insights/publications/2025/06/eu-data-act
	EU Data Act: Unfair Contractual Terms	https://www.hoganlovells.com/en/publications/eu-data-act-missbrauchliche-vertragsklauseln
	Data Act Update: EU Expert Report Provides Templates	https://www.ypog.law/en/insight/data-act-update-eu-expert-report-provides-templates-for-data-and-cloud-contracts-as-guidance
	The Data Act: Opportunities and Challenges for Companies	https://www.heuking.de/en/news-events/newsletter-articles/detail/the-data-act-opportunities-and-challenges-for-companies.html
	Overview of the EU Data Act	https://www.deloitte.com/dl/en/services/legal/perspectives/ueberblick-eu-data-act.html
	Navigating the EU Data Act: Insights from the Clifford Chance Tech Policy Forum	https://www.cliffordchance.com/insights/resources/blogs/talking-tech/en/articles/2024/11/navigating-the-eu-data-act-insights-from-the-clifford-chance-tech-policy-forum.html

参考文献一覧

(Ⅲ-3-(1)-③). EU Data Act下でのMCTsについて (2/3)



カテゴリ	文書名	URL
欧州委員会および専門家グループ関連	EU Data Act Implementation Challenges	https://medium.com/tranquildata/eu-data-act-implementation-challenges-bedd8018d12b
データ保護関連	Statement 4/2025 on the European Commission's Recommendation on Draft Non-Binding Model Contractual Terms	https://www.edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/statements/statement-42025-european-commissions-recommendation-draft_en
ACEA (欧州自動車工業会) 関連	Position paper - Connected vehicle data sharing	https://www.acea.auto/publication/position-paper-connected-vehicle-data-sharing/
	Position paper - Connected vehicle data sharing (PDF版)	https://www.acea.auto/files/ACEA_Position_paper_Connected_vehicle_data_sharing.pdf
	Driving auto innovation: Data sharing, AI frameworks, and unified data space	https://www.acea.auto/news/driving-auto-innovation-data-sharing-ai-frameworks-and-unified-data-space/
Catena-X Quality Use Case関連	CX-0123 Quality Use Case Standard v2.1.0	https://catenax-ev.github.io/docs/next/standards/CX-0123-QualityUseCaseStandard
	Fokus - Catena-X (PDF版)	https://catena-x.net/wp-content/uploads/2025/04/Catena-X-Public-Slide-Deck-4.pdf
Catena-X Battery Passport関連	Digital Product Passports as the enabler for the Circular Economy (PDF版)	https://catena-x.net/wp-content/uploads/2025/05/DPP_Catena-X_FINAL.pdf
	Spherity and RCS Global Introduce the First Catena-X Certified Battery Passport Solution	https://www.rcsglobal.com/spherity-and-rcs-global-introduce-the-first-catena-x-certified-battery-passport-solution/
	Battery Passport Technical Guidance (PDF版)	https://thebattery.pass.eu/assets/images/technical-guidance/pdf/2024_BatteryPassport_Technical_Guidance.pdf
VDMA (ドイツ機械工業連盟) 関連	Manufacturing-X Data Space Study (PDF版)	https://www.zvei.org/fileadmin/user_upload/Presse_und_Medien/Pressebereich/2023_059_Manufacturing_X/Manufacturing-X_Data_Space_Study_ZVEI-VDMA-Fraunhofer.pdf

参考文献一覧

(Ⅲ-3-(1)-③). EU Data Act下でのMCTsについて (3/3)



カテゴリ	文書名	URL
CLEPA (欧州自動車部品工業会) 関連	New barriers to innovation in the EU aftermarket intensify the need for an open data ecosystem	https://www.clepa.eu/insights-updates/press-releases/new-barriers-to-innovation-in-the-eu-aftermarket-intensify-the-need-for-an-open-data-ecosystem/
	Access to in-vehicle data (PDF版)	https://www.clepa.eu/wp-content/uploads/2025/03/AtD-position-paper-Feb-2023.pdf
Copenhagen Economics関連	A STUDY ON THE MARKET FOR IN-VEHICLE DATA IN THE EU (PDF版)	https://copenhageneconomics.com/wp-content/uploads/2024/12/Copenaghen-Economics_A-study-on-the-market-for-in-vehicle-data_20241204_FINAL.pdf
BASF関連	Position on the EU Data Act (PDF版)	https://www.basf.com/dam/jcr:00e34786-c6e4-3147-bcd5-5b4d3a28eeeb/basf/www/global/documents/en/about-us/politics/BASF-Position-EU-Data-Act.pdf
	Catena-X: Reshaping Automotive Sustainability	https://automotive-transportation.basf.com/global/en/automotive/learn/stories/Steering-Automotive-s-Digital-Future-with-Catena-X
その他の関連資料	New EU Model Contractual Templates under EU Data Act Now Available	https://streamlex.eu/news/new-eu-model-contractual-templates-under-eu-data-act-now-available/

Ⅲ-3-(2). The Data (Use and Access) Act 2025

【Ⅲ-3. 章構成】

Ⅲ 海外事例

3. テーマ別調査

(1) EUデータ法政策に関する議論

- ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
- ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
- ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況

(2) The Data (Use and Access) Act 2025

(3) ASEAN Data Management Framework

Ⅲ-3-(2). The Data (Use and Access) Act 2025 概要 (1/2)

- EUを離脱した英国においては、独自のデータ法体系の構築を進めている。
- 個人情報保護政策などについては、基本的にはGDPRをベースにした英国GDPRを整備し、EUと十分性や相互運用性を確保できる設計をしている。
- 一方で、非個人情報に関する取扱いについては、EUデータ法とは異なる形で、利用の促進を企図した法制度の構築を進めており、これを実現するのが英国データ（利用及びアクセス）法-2025年（The Data (Use and Access) Act 2025）である。同法は一部、2026年2月より施行されている。
- 本項では同法の概要を整理する。

Ⅲ-3-(2). The Data (Use and Access) Act 2025 概要 (2/2)



概要

- ・ 廃案となった「データ保護及びデジタル情報法案(DPDL法案)」の多くの条項を継承しつつ、集合的データ権利管理等の側面を削除したもの。
- ・ The Data (Use and Access) Act 2025 (DUAA) は既存の「UK一般データ保護規則(UK GDPR)」、「2018年データ保護法(DPA2018)」、「2003年プライバシー及び電子通信規則(PECR)」を大幅に改正する法律。
- ・ データ保護原則を維持しながら、特定の領域に運用上の柔軟性を加えることで英国のビジネス環境に適合することで、EUとの「本質的な同等性」を損なわず、独自の道を切り開こうとする英国の政策が反映されている。

個人データ関連の主要な改正

- **自動化された意思決定(ADM)の規制緩和**
ADMを利用する際は、データ主体に対し、その根拠を説明し、決定に意見述べたり、意義を唱える機会を与えるとともに、人間による介入を得る機会を提供することが義務付けられた。
- **「公認された正当な利益」の創設**
犯罪防止等の特定の目的のために個人データを処理する新たな法的根拠であり、「正当な利益の評価(LIA)」の実施義務が免除される。
- **データ主体アクセス要求(DSARs)の簡素化**
「合理的かつ比較的な検索」の原則と「ストップ・ザ・クロック」ルールにより、DSARs対応プロセスを合理化し、法的確実性を高める。
- **クッキー規制の緩和とPECR罰則の強化**
統計収集等の低リスクのクッキーを同意不要とする一方で、PECR違反の罰金をUK GDPR水準へ引き上げる。
- **科学研究のためのデータ利用規定**
「科学研究」の定義を拡大し、民間企業での個人データ利用を促進する。
- **情報委員会(Information Commission)への再編**
情報コミッショナーオフィス(ICO)を「情報委員会」に再編する。

非個人データ関連フレームワーク

DUAAは英国経済全体で非個人データ、特に産業データの安全かつ効果的な利用を推進し、公的サービスの安全性向上、経済機会創出を目指している。政府が直接データ共有の仕組みを法定化し、実利的かつセクター特化型のアプローチを採用している。

- **スマートデータ制度**
「オープンバンキング」モデルをエネルギー、通信、交通等の他セクターへ拡大する法的権限を政府へ付与し、消費者の安全なデータ共有を促進し、サービス改善や価格競争を促す。
- **デジタル本人確認サービス(DVS)**
オンラインにおいても信頼性のある本人確認サービスを確立することで、雇用や賃貸契約等の場面での安全かつ簡便なデジタルIDの利用を可能とし、企業の「Know Your Customer(KYC)」の簡素化と不正防止を図る。
- **地下資産登録簿(National Underground Asset Register, NUAR)**
地下インフラ資産に関する情報を一元管理する法定デジタル登録簿を運用する法的枠組みを定め、事故防止と公共の安全性向上を図る。資産を保有する企業には、情報更新義務と罰則が科される可能性がある。

Ⅲ-3-(2). The Data (Use and Access) Act 2025 EUデータ法・データガバナンス法との比較分析



EUデータ法（Data Act）とDUAAの比較

- EUデータ法はIoT機器から生成されるデータへのユーザー（消費者・企業）のアクセス権を確立し、産業データにおける公正な価値配分を確保することが目的。データホルダーは、ユーザーの要求に応じてデータを無償かつ公正な条件で第三者に提供する義務がある。
- DUAAのスマートデータ制度は、EUデータ法と目的を共有している一方で、アプローチには明確な相違点がある。その違いにより、英国政府はデータ共有を段階的かつ強制的に推進する権限を保持している。**

	EUデータ法	DUAA（スマートデータ制度）
対象範囲	すべてのIoT機器（横断的）	「オープンバンキング」をモデルに特定のセクターに限定
アプローチ	利用者がデータアクセス権を持つ（権利ベース）	法的に枠組みを設定する（政府主導型）
特徴	包括的・一律的な規制	実務的・段階的かつ強制的に推進

EUデータガバナンス法とDUAAの比較

- EUデータガバナンス法は公共部門データの再利用を促進し、「データ仲介サービス」や「データ利他主義」等のデータ共有エコシステムにおける信頼の枠組み構築が目的。
- DUAAでは特定の「**データ登録簿**」を法定化することで、**直接的にデータの共有を義務付けている**。EUが広範なエコシステム構築に焦点を当てる一方、**英国がデジタルIDや地下インフラなどの具体的なユースケースを法的に固定しようとするアプローチの違いがある。**

	EUデータガバナンス法	DUAA（非個人データフレームワーク）
目的	公共部門部門データの再利用を促進	公共利益に資するデータ共有の促進
手法	信頼できるデータ仲介者によるエコシステム構築	NUAR等の登録簿を法定化し、直接義務化
特徴	独立性・中立性を重視	ユースケース重視

Ⅲ-3-(2). The Data (Use and Access) Act 2025 National Underground Asset Register, NUARについて (1/4)



概要

- データ（利用とアクセス）法（DUAA）（2025年6月19日公布）は、これまで任意参加だった地下インフラの所有者（事業請負者）に対し、保有する地下資産の情報を登録し、最新の状態に保つことを義務付け。これにより、制度不遵守が法的義務違反となり、罰則の対象となる。
- NUARの運営費用を事業請負者が負担する料金体系は、今後の規制で詳細が定められる予定。
- NUARについての立法過程における議論は、データセキュリティ、資産所有者への財政的負担、そして既存の任意システムに対する新制度の影響等につき、意見が交わされた。政府は、年間4億ポンド以上の経済効果と、年間約6万件に上る地下資産への偶発的な損害を減らすことによる安全性向上を主要な利点として強調。しかし、この法定義務化は、資産所有者に対し、データ精度とセキュリティ確保、および今後の料金支払いの面で新たなコンプライアンス負担と法的責任が生じる。
- 今後、段階的な施行と継続的な協議の実施が予定されている。

国家地下資産登録制度（NUAR）の立法経緯

【DPDI法案からDUAAへ】

- NUARの条項は、当初から独立して存在していたわけではなく、前政権が提出したデータ保護とデジタル情報（DPDI）法案におけるより広範なデータ規制改革という政府のアジェンダの一部として取り扱われたが、2024年の総選挙前に法案は棚上げ。
- 新政権は、DPDI法案の主要な概念を多数引き継ぎつつ、より議論の多い条項を削除・修正した新たな法案として、当初はデジタル情報とスマートデータ法案、後にデータ（利用とアクセス）法案（DUA法案）を再提出。

【議会での議論と論点】

- DUA法案の成立過程では、NUARに関する議論は、その存在自体よりも、むしろその具体的な運用方法に焦点とされた（NUAR自体は超党派でその意義が認められていた）。
- 本修正案は、サイバーセキュリティに関する貴族院の修正案であり、事業請負者がNUARから情報を受け取る前に、国務長官がサイバーセキュリティ対策に関するガイダンスを利害関係者に提供することを義務付ける内容を含むという点は特に重要な論点。
- 政府は、このガイダンスがNUARの高度なセキュリティ対策の詳細を公にすることになり、政府がセキュリティ対策を柔軟に調整する能力を制約する可能性があるとして、この修正案に反対。結果として、この修正案は法案から削除。

Ⅲ-3-(2). The Data (Use and Access) Act 2025 National Underground Asset Register, NUARについて (2/4)



法令における規定状況

〈NUAR関連のDUAA主要条項¹⁾〉

法律	条項	説明
1991年新道路・街路工事法（改正）	第106B(1)条 / 第45B(1)条	初回アップロード期間内での、事業請負者によるNUARへの情報アップロード義務
1991年新道路・街路工事法（改正）	第79(3B)条 / 第39(3B)条	情報の変更が生じた際、所定の期間内にNUARへアップロードし、最新の状態を保つ義務
1991年新道路・街路工事法（改正）	第106E条 / 第45E条	NUARの運用費用を事業請負者から徴収するための料金体系を確立する権限
1991年新道路・街路工事法（改正）	第106C条 / 第45C条	街路工事の目的で事業請負者および認定された業者にNUARへのアクセスを許可する権限

〈NUARのデータ仕様と提案されている更新頻度¹⁾〉

区分	項目	説明	提案されている更新頻度
最低限必要な情報	資産ID	事業請負者が割り当てる一意の識別子	-
	資産所有者	責任を負う事業請負者の名前	-
	連絡先	担当者の連絡先情報	-
	座標参照システム	座標システム、測地系、エポック日付	-
	資産の種類/サブタイプ	許容される値のリストが提供される	-
望ましい情報	輸送物品の種類	資産で輸送される物品の表示	-
	階層区分	電圧レベル、圧力階層など	-
	材質	運搬物または保護機能の材質。セキリティリスクがある場合は含まない	-
	寸法	配管の内径や、非円形資産の幅、長さ、高さなど	-
データ更新頻度	生命や身体への危険がある資産	偶発的な損害による人命や身体への危険がある資産	最低28日ごと
	その他の資産	偶発的な損害による人命や身体への危険がない資産	最低四半期ごと

Ⅲ-3-(2). The Data (Use and Access) Act 2025 National Underground Asset Register, NUARについて (3/4)



運用モデルと技術的基盤

- **NUARは、政府デジタルサービス（GDS）に代わって、国土地理院（Ordnance Survey）が運営する政府主導のプログラム**であり、現在「パブリックベータ」段階。2025年末までに本格的な運用が開始されることを目指す。
- システムの核となるのは、「NUAR統一データモデル（NUAR Harmonised Data Model）」。
 - データモデルは、600を超える公共・民間組織から提供されるデータを標準化し、単一のインタラクティブな地図上に統合するために不可欠。この標準化は、これまでデータ共有における大きな障壁となっていたデータ品質、一貫性、相互運用性の向上を目指す。
 - 統一モデルにより、データ共有を促進するだけでなく、これまで不可能だった組織間のデータ品質を横断的に測定するための枠組みを確立。これは、単にデータを集めるだけでなく、そのデータを有用で信頼できるものにするための、NUARの機能的な中核をなす要素として期待される。

Ⅲ-3-(2). The Data (Use and Access) Act 2025 National Underground Asset Register, NUARについて (4/4)



NUARに対する意見等

【NUARに対する支持】

- 主要な公益事業者は、NUARに対して強い支持を表明。地方自治体の担当者もこれに同意し、個々の資産所有者に連絡する必要があった従来の方法に比べて、データが瞬時に得られる点を評価。
- 但し、業界内の支持は一枚岩ではない。
 - 英国最大のガス配給会社であるカデント社は、法案の現状が『安全掘削』の目的を根本的に危うくする可能性がある」との懸念を表明する意見書を提出。
 - カデント社は、同社の既存の自動化された「LineSearchBeforeUDig」(LSBUD) システムが、リスクプロファイルに基づいて追加の協議が必要な作業を判断していることを指摘し、新制度の導入が効果的なプロセスを損なう可能性を主張。

【費用負担モデルに関する議論】

- DUAAは、NUARの年間運営費用（500万～1,000万ポンドと推定）を事業請負者から回収することを可能とするが、その詳細な料金体系は、2027年に行われる予定の今後の協議で決定される。

〈NUARに関する利害関係者の意見比較〉

立場	経済的利益	データセキュリティ	費用負担モデル	責任
政府	年間4億ポンド超の経済効果、事故件数の削減	専門機関と協力した高度なセキュリティ対策を擁する	事業請負者による費用負担は、享受する利益に見合う正当なもの	不遵守に対する法的罰則と損害賠償責任
業界	効率向上、安全性の改善、計画プロセスの合理化	既存の安全プロセスの有効性を損なう可能性	運営コストの負担方法に関する懸念、料金体系の詳細について協議を求める	データ不正確性による新たな法的責任への懸念
市民団体	データの権利を経済的利益と引き換えにしないよう警告	政府による監視と透明性の欠如に懸念。ガイドランスの公開を求める	-	データの正確性と完全性確保に懸念。不正確なデータが引き起こす損害責任を懸念

参照先リスト

(Ⅲ-3-(2). The Data (Use and Access) Act 2025)



注釈番号	文書名	URL
1	National Underground Asset Register tranche 1: regulations	https://www.gov.uk/government/consultations/national-underground-asset-register-tranche-1-regulations/national-underground-asset-register-tranche-1-regulations

Ⅲ-3-(3). ASEAN Data Management Framework

【Ⅲ-3. 章構成】

- Ⅲ 海外事例
 - 3. テーマ別調査
 - (1) EUデータ法政策に関する議論
 - ① EUにおけるデータエコノミーの変遷とEUのデジタル戦略
 - i EUデータ法の前史
 - ii EUデータ法策定の経緯と目的
 - iii 法的取扱いの転換：EUデータ法の主要規定と従来法との差異
 - ② EUデータ法に対する諸外国からの反応
 - i EUデータ法に対する米国の反応
 - a The EU Data Act: A Misguided Policy
 - b National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS
 - ii EUデータ法に対する各国（米国を除く）の反応
 - iii 各国の批判に対するEUの反論・対応
 - ③ EU Data Act下でのMCTs (Model Contractual Terms) について
 - i MCTs (Model Contractual Terms) の概要
 - ii MCTsの具体的な適用（検討段階含む）
 - iii Catena-X・自動車関連分野でのMCTs適用に係る検討状況
 - (2) The Data (Use and Access) Act 2025
 - (3) ASEAN Data Management Framework**

Ⅲ-3-(3). ASEAN Data Management Framework 概要

- ASEANは国境を越えたデータ流通の確立を政策目標に掲げ、原則・方向性、実務ガイド、契約ひな形、協定、共通実装基盤を段階的に整備している。
- 一方、各国は政府主導のデータ連携基盤を構築し、行政効率化とデジタル経済の高度化を推進している。
- 本項では、ASEANにおけるデータガバナンスの共通枠組みと各国のデータ連携基盤の制度を整理する。

Ⅲ-3-(3). ASEAN Data Management Framework ASEANの共通枠組みと施策（1 / 2）



	名称	概要
原則・ 方向性 ¹	<div style="text-align: right;">個人 非個人</div> ASEAN Framework on Digital Data Governance	<ul style="list-style-type: none"> 2018年に初の包括的データガバナンス原則として策定。域内におけるデータガバナンス（個人データ・非個人データの両方を含む）に向けた政策及び規制の指針となる戦略的優先事項、原則、イニシアチブを定めている。 戦略的優先事項：「データのライフサイクルとエコシステム」「越境データフロー」「法制度・規制の枠組み」「新興技術・イノベーション」。
	<div style="text-align: right;">非個人</div> ASEAN Digital Masterplan 2025 (ADM2025)	<ul style="list-style-type: none"> 2021年に採択された、域内のデジタル経済社会を加速し、デジタル社会を実現するための包括的な行動計画。 データ連携に関して直接的な言及はないが、掲げられている8つの成果目標の中に「信頼できるデジタルサービスの提供及び消費者被害防止」、「デジタルサービス供給市場における持続可能な競争環境」、「企業を繋ぐデジタルサービス及び電子商取引等貿易を支援する」等のデータ連携性を念頭に置いた項目がある。
	<div style="text-align: right;">非個人</div> ASEAN Digital Economy Framework Agreement (DEFA)	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN諸国がデジタル経済分野を横断的に統合・協調するための枠組み協定を目指して現在交渉中であり、2025年末以降の実施計画策定を目標としている。 2024年度版DEFA(Digital Economy Framework Agreement)スタディ報告¹では越境データ流通を促進するための各国のデジタル規制の調和や既存枠組みの活用、共通技術標準の整備を通じてシームレスなデータ連携の実現が提案されている。
実務ガイド	<div style="text-align: right;">非個人</div> ASEAN Data Management Framework (DMF)	<ul style="list-style-type: none"> 2021年に承認された、加盟国の企業及び行政が間でデータを一貫した方法で管理・活用できるようにするための実務ガイドラインであり、相互運用性を高めることで域内デジタル経済の基盤を整備することを目的としている。 組織内外や国境を越えたデータ共有を促進し、相互運用可能なデータ管理実務を確立することで、信頼できるデータ流通と効果的なデータ交換を実現することが示されている。

Ⅲ-3-(3). ASEAN Data Management Framework

ASEANの共通枠組みと施策（2/2）



	名称	概要
契約ひな形	<div style="text-align: right;">個人</div> ASEAN Model Contractual Clauses for Cross Border Data Flows (MCC)	<ul style="list-style-type: none"> 2021年に公表された、域内で企業や組織が個人データを越境移転する際の法的基盤を整備し、加盟国間のデータ保護制度の違いを補完してデータ流通を促進するために作成されたモデル規約条項。 データの送信者と受信者の双方に適切な保護措置と責任分担を求めることで、国境を越えたデータ移転の円滑化と信頼性確保を図り、安全なデータ連携の実現を目指している。
協定・制度	<div style="text-align: right;">個人 非個人</div> ASEAN Cross Border Data Flows Mechanism	<ul style="list-style-type: none"> 2021年にASEANデジタル大臣会議で正式に承認されたASEAN公式政策文書内の制度的構成要素であり、DMF及びMCCを補完する公式制度として登録²されている。 DMFが定めるデータガバナンス・管理の実務基準とMCCが示す越境データ移転時の法的・契約上の保護措置を組み合わせることで信頼できるデータ流通基盤を実現するためのメカニズムとして位置づけられている。
共通実装 基盤 ²³	<div style="text-align: right;">非個人</div> ASEAN Single Window (ASW)	<ul style="list-style-type: none"> 各国の貿易関連システムをASEAN加盟国間で連携し、関税や検疫等の貿易手続きを一度のデータ提出で共有・承認できるようにした貿易デジタル化のための共通基盤であり、2019年に全10ヶ国が接続し、正式稼働が開始した。 貿易関連データの即時共有により貿易手続きの時間短縮・透明性向上・コスト削減を実現しており、現在はシステム相互運用性を強化し、域外パートナーとの接続に向けた次世代ASWの開発³が進められている。
	<div style="text-align: right;">非個人</div> ASEAN Customs Declaration Data Exchange (ACDD)	<ul style="list-style-type: none"> ASWを通じて各加盟国の税関当局間で輸出入申告データを電子的に交換する仕組みであり、AWSの第2フェーズとして位置づけられ、運用されている。

Ⅲ-3-(3). ASEAN Data Management Framework シンガポール | Trusted Data sharing Framework (1 / 3)



再掲

概要	<ul style="list-style-type: none">Trusted Data sharing FrameworkとはIMDA(Infocomm Media Development Authority:情報通信メディア開発局) によって発表された、企業間データ提供におけるデジタル・トラストの課題を克服するためのデータ共有フレームワーク⁴。信頼できるデータ共有パートナーシップを締結するための体系的なアプローチを確立することで、企業の支援につながる。2019年に導入開始。
特徴	<p>フレームワークは4つのパートで構成されている。ニーズに応じて順不同に使用してよいが、4つの構成要素の維持が重要である。</p> <ul style="list-style-type: none">■ パート1 : データシェアリング戦略<ul style="list-style-type: none">データ共有の可能性や価値の評価を含む、データ共有に必要な要件に関する情報を提供する。■ パート2 : 法的小および規制上の考慮事項<ul style="list-style-type: none">データを共有する際や、データ共有契約を構築する際に、法的な遵守が求められる主要な領域について組織を牽引する。■ パート3 : 技術的小および組織的小な考慮事項<ul style="list-style-type: none">データ共有パートナーシップに対する信頼を築くような、安全かつ責任ある方法でデータを移動・共有するために必要な技術的小検討事項や可能な仕組みを提供する。■ パート4 : データ共有の実践<ul style="list-style-type: none">データの転送を超えて、共有データの適切な取り扱い、使い方、廃棄を通じて、信頼構築にどのように貢献するか明らかにする。 <p>データ共有場面の例</p> <ul style="list-style-type: none">顧客体験を向上させ、新たな収入を得る場面 企業間で交換された情報によって顧客のニーズに対する理解が深まり、顧客基盤に統合されたより適切なソリューションやオファーの提供が行われた。サプライチェーン全体の効率改善及びコスト削減 在庫のリアルタイムデータが顧客に提供されることで、在庫の可視性が向上し商品の回転が最適化される。関連する顧客データは配送ルート最適化にも活用される。市場全体の効率性を高める包括的小情報を提供 銀行は信用関連情報を開示・入手し、情報を内部保留することで、与信提供者に顧客の返済可能性を判断させ、リスク評価の能力の向上に活用している。公共的小のための不動産情報の提供 不動産サービスプロバイダーはシンガポール内の様々な不動産会社や資産会社から不動産データを集約し、不動産市場のリアルタイムかつ総合的小な評価を提供している。

Ⅲ-3-(3). ASEAN Data Management Framework シンガポール | Trusted Data sharing Framework (2 / 3)

データ
共有契約の
サンプル契約書
(ひな型)

■ 二者間データ共有 (Bilateral Data Sharing)

二者が相互にデータを共有することに合意する。

以下の場合が想定される。

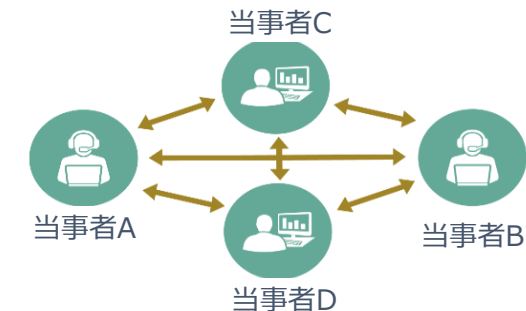
- 共有が**一方向の場合**
(例：一方がデータ提供者、他方がデータ利用者となる)
- 共有が**双方向の場合**
(例：双方がデータを提供し、かつ受領もする)



■ 多者間のデータ共有 (Multilateral Data Sharing)

三者以上の当事者が相互にデータを共有することに合意する。

各当事者は状況に応じて、データ提供者、データ利用者、またはその両方として機能することがある。

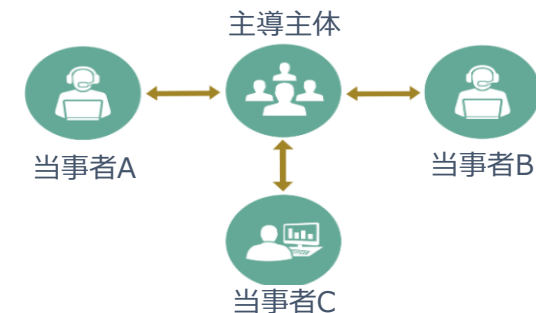


■ 主導者がいる多者間のデータ共有

(Multilateral Data Sharing with Lead)

単一の主体または参加者の委員会 (「Lead」と呼ばれる) が主導し、複数の当事者が相互にデータを共有することに合意する。

データの共有は少なくとも一つのユースケースから開始すべきであるとしている。



Ⅲ-3-(3). ASEAN Data Management Framework シンガポール | Trusted Data sharing Framework (3 / 3)



	二者間データ共有	他者間データ共有	主導者がいる場合の 他者間データ共有	
データ共有 契約の比較	基本構成 (イメージ)	<ul style="list-style-type: none"> 1対1の契約書 条文が並ぶ単一構成 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者全員で合意する契約書 条文が並ぶ単一構成 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームの利用規約 基本条文 + 共通ルール + 技術詳細
	当事者数・参加者	<ul style="list-style-type: none"> 二者 データ提供者・データ消費者 	<ul style="list-style-type: none"> 三者以上 データ提供者・データ消費者 	<ul style="list-style-type: none"> 主導者 + 三者以上 主導者・参加者
	共有モデル	<ul style="list-style-type: none"> 特定の相手との固定的な共有 	<ul style="list-style-type: none"> 署名したメンバー間での共有 	<ul style="list-style-type: none"> ユースケース（目的）ごとに、参加者が役割を選択して共有
	新規参加	<ul style="list-style-type: none"> 想定無し 新規の契約締結が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 想定無し 参加者全員の合意・署名が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 加入合意書を提出するのみ
	運用ルール	<ul style="list-style-type: none"> 契約時に取決めを行った通り 	<ul style="list-style-type: none"> 契約時に取決めを行った通り 	<ul style="list-style-type: none"> データガバナンス委員会がルール更新や紛争解決をサポート
	技術的要件の別添	<ul style="list-style-type: none"> 任意 	<ul style="list-style-type: none"> 任意 	<ul style="list-style-type: none"> 明示的（Schedule化）
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人データの取り扱い いずれの契約も原則として個人データの共有は直接適用していない。個人データを共有する場合は、シンガポールの御個人データ保護法に基づいた調整が必要となる。 ■ 準拠法 提供されている契約書サンプルはシンガポールの法律に基づき、シンガポールの裁判所を専属管轄とすることを基本として設計されている。 ■ 責任の制限 データの正確性や有用性に関する保証を免責し、責任の上限を設定する条項が含まれており、リスク管理が重視されている。 			

Ⅲ-3-(3). ASEAN Data Management Framework インドネシア | Satu Data Indonesia (One Data Indonesia)

概要	<ul style="list-style-type: none"> • 中央政府および地方政府が保有・管理するデータを、国家として統一的に管理・保有するための枠組み。 • 2019年に発布された大統領令第39号に基づき、データを標準化・相互運用・共有促進を通じて正確かつ最新で、統合された、説明可能なデータの実現を目的としている。 	
特徴	<p>■ 運用の4つの基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> • One Data Indonesia構想の下で生成されるデータは以下4つの減速を満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ データ標準 (Data Standards) 中央データ管理者が規定した共通の標準に従っていること ➢ メタデータ (Metadata) 標準的な構造と形式に基づいた情報のセクションを備えていること ➢ データの相互運用性 (Data Interoperability) 構文、構造、意味論において一貫性があり、電子システムで読み取り可能なオープンフォーマットで保存されていること ➢ 参照コードおよびマスターデータ (Reference Code/Master Data) 指定された参照コードやマスターデータを使用していること 	<p>■ 組織体制と役割</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本構想を推進するために、中央政府では主に4つの役割が定義されている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 指揮評議会 (Steering Council) 国家開発計画大臣を議長とし、通信情報大臣や財務大臣などで構成されている。政策の調整、実施状況の監視・評価、大統領への報告等を担う。 ➢ 中央データ管理者 (Central Data Trustees) データ標準やメタデータの形式を設定し、データ収集計画への助言や優先データの再確認を行う。統計データについては中央統計局、地理空間データについては地理空間情報局がそれぞれ管理を行う。 ➢ 中央データ監督機関 (Central Data Supervisory Institution) データの収集、適合のチェック、および管理を行い、専用のウェブサイトを通じてデータを普及させる。 ➢ 中央データ作成者 (Central Data Producers) 実際にデータを生成し、監督機関へ提供する役割を担う。
データの公開	<ul style="list-style-type: none"> • 収集されたデータは「Satu Data Indonesia Website」⁵を通じて公開される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 容易なアクセス：中央・地方の行政機関はこのサイトを通じて収集されたデータにアクセスが可能 ➢ 無料かつ簡素な手続き：行政機関同士のデータアクセスは無料であり、覚書 (MOU) や協力合意書等の書類手続きが不要 	

Ⅲ-3-(3). ASEAN Data Management Framework タイ | Government Data Exchange Center (GDX)



概要	<ul style="list-style-type: none">政府機関同士がデジタルデータを相互に接続・交換するための中央ハブとして機能するプラットフォーム⁶。2019年に制定された「公的行政およびサービス提供のデジタル化法(Digitalization of Public Administration and Service Delivery Act B.E. 2562)」に基づいており、政府機関間のデジタルデータおよびデジタル登録情報の交換ハブとして、中央データセンター(GDX)の設置が義務付けられた。		
特徴	<table border="1"><tr><td data-bbox="224 482 1337 1073"><ul style="list-style-type: none">■ データ交換の仕組み• GDXはデータ利用者と作成者のシステムを繋ぐ「ゲートウェイ」として機能している。<ul style="list-style-type: none">➢ データ非保持の原則 GDXはデータの転送を仲介するが、<u>転送されるデータ自体をGDXシステム内に保存しない</u>。➢ データ転送プロセス データ利用者からのリクエストを受けると、GDXが<u>データ利用者がデータ作成者から許可されているか認証(アクセス制御)</u>し、承認された場合のみ作成者からデータを取得して利用者に転送する。➢ 効率化 行政機関同士のデータ連携において、<u>個別の覚書を交わす手続きを簡素化</u>し、<u>統一された標準と方法</u>でデータにアクセス可能とする。</td><td data-bbox="1337 482 2458 1073"><ul style="list-style-type: none">■ 運用の主体• GDXの運用には、主に3つの主体が関与している。<ul style="list-style-type: none">➢ データ処理者 (デジタル政府開発庁) GDXシステムの開発・運営を担う中心組織。各機関のデータ接続・交換の調整、APIの提供、セキュリティ監視、利用統計の提供などを行い、データ作成機関の負担を軽減する。➢ データ作成者 (Data Producer) 自身の任務に従ってデジタルデータを生成・収集・保存する政府機関。 (例：住民登録データを管理する地方行政局等)➢ データ利用者 (Data Consumer) 公共サービスの提供や任務遂行のために、他の機関が保有するデータを必要とする機関。</td></tr></table>	<ul style="list-style-type: none">■ データ交換の仕組み• GDXはデータ利用者と作成者のシステムを繋ぐ「ゲートウェイ」として機能している。<ul style="list-style-type: none">➢ データ非保持の原則 GDXはデータの転送を仲介するが、<u>転送されるデータ自体をGDXシステム内に保存しない</u>。➢ データ転送プロセス データ利用者からのリクエストを受けると、GDXが<u>データ利用者がデータ作成者から許可されているか認証(アクセス制御)</u>し、承認された場合のみ作成者からデータを取得して利用者に転送する。➢ 効率化 行政機関同士のデータ連携において、<u>個別の覚書を交わす手続きを簡素化</u>し、<u>統一された標準と方法</u>でデータにアクセス可能とする。	<ul style="list-style-type: none">■ 運用の主体• GDXの運用には、主に3つの主体が関与している。<ul style="list-style-type: none">➢ データ処理者 (デジタル政府開発庁) GDXシステムの開発・運営を担う中心組織。各機関のデータ接続・交換の調整、APIの提供、セキュリティ監視、利用統計の提供などを行い、データ作成機関の負担を軽減する。➢ データ作成者 (Data Producer) 自身の任務に従ってデジタルデータを生成・収集・保存する政府機関。 (例：住民登録データを管理する地方行政局等)➢ データ利用者 (Data Consumer) 公共サービスの提供や任務遂行のために、他の機関が保有するデータを必要とする機関。
<ul style="list-style-type: none">■ データ交換の仕組み• GDXはデータ利用者と作成者のシステムを繋ぐ「ゲートウェイ」として機能している。<ul style="list-style-type: none">➢ データ非保持の原則 GDXはデータの転送を仲介するが、<u>転送されるデータ自体をGDXシステム内に保存しない</u>。➢ データ転送プロセス データ利用者からのリクエストを受けると、GDXが<u>データ利用者がデータ作成者から許可されているか認証(アクセス制御)</u>し、承認された場合のみ作成者からデータを取得して利用者に転送する。➢ 効率化 行政機関同士のデータ連携において、<u>個別の覚書を交わす手続きを簡素化</u>し、<u>統一された標準と方法</u>でデータにアクセス可能とする。	<ul style="list-style-type: none">■ 運用の主体• GDXの運用には、主に3つの主体が関与している。<ul style="list-style-type: none">➢ データ処理者 (デジタル政府開発庁) GDXシステムの開発・運営を担う中心組織。各機関のデータ接続・交換の調整、APIの提供、セキュリティ監視、利用統計の提供などを行い、データ作成機関の負担を軽減する。➢ データ作成者 (Data Producer) 自身の任務に従ってデジタルデータを生成・収集・保存する政府機関。 (例：住民登録データを管理する地方行政局等)➢ データ利用者 (Data Consumer) 公共サービスの提供や任務遂行のために、他の機関が保有するデータを必要とする機関。		
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none">2021年度時点で194の政府機関がGDXに接続されており、年間で3,530万回以上のデータ交換が行われている。GDXは高い信頼性を確保するために厳格なセキュリティ基準を採用している。<ul style="list-style-type: none">➢ 個人情報保護：タイの個人情報保護法を遵守。デジタル政府開発庁は各機関の指示に基づき、厳格化セキュリティ措置の下処理する。➢ セキュリティ企画：情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO/IEC 27001:2013の認証を受けており、ソースコードの脆弱性レビューやインフラの脆弱性評価などを定期的実施している。		

Ⅲ-3-(3). ASEAN Data Management Framework

マレーシア | My GDX (Malaysia Government Central Data Exchange)



概要	<ul style="list-style-type: none">マレーシア政府のデータ交換プラットフォームであり、政府機関等でのデータ共有を強化し、行政のデジタル化とサービス提供の変革を推進するための取り組み⁷。2025年までにすべての省庁・基幹がMy GDXを利用することが政府の国家戦略として設定されている。		
特徴	<table border="1"><tr><td data-bbox="211 432 1337 1100"><ul style="list-style-type: none">■ 主な特徴My GDXは各機関に分散して存在していた「データ・サイロ (データの孤立化)」の問題を解決するために設計された。従来の手作業によるデータ収集を廃止し、事務効率化を図る。<ul style="list-style-type: none">➢ ワンズ・オンリー (一度きり) 原則 市民が一度提出したデータは機関間で共有されるため、行政手続きの際に同じ書類を繰り返し提出する必要がなくなる「ワンズ・オンリー原則」を推進している。➢ データの信頼性とセキュリティの確保 データの不整合をなくし、整合性を保つとともに、高度なセキュリティレベルでの個人データ保護を保証したサービス提供を目指す。➢ 幅広いデータ共有 公務員のプロフィールなど、多岐にわたる重要なデータの共有に成功している。</td><td data-bbox="1337 432 2458 1100"><ul style="list-style-type: none">■ 運用の主体My GDXの運用と推進には、主に以下の主体が関与している。<ul style="list-style-type: none">➢ デジタル省 My GDXの拡張を主導し、政府機関に対しプラットフォームを通じたデータ共有の強化を求めている。➢ MAMPU (行政近代化・管理計画局) マレーシアの公的部門のデジタル変革を推進する中心的な機関として、データ活用のためのサービス提供や機関間でのデータ共有を促進している。➢ データ提供者 (Data Providers) 自機関のデータをプラットフォーム経由で提供する機関。➢ データ消費者 (Data Consumers) 他機関からデータを受け取り、自らのサービスに活用する機関。</td></tr></table>	<ul style="list-style-type: none">■ 主な特徴My GDXは各機関に分散して存在していた「データ・サイロ (データの孤立化)」の問題を解決するために設計された。従来の手作業によるデータ収集を廃止し、事務効率化を図る。<ul style="list-style-type: none">➢ ワンズ・オンリー (一度きり) 原則 市民が一度提出したデータは機関間で共有されるため、行政手続きの際に同じ書類を繰り返し提出する必要がなくなる「ワンズ・オンリー原則」を推進している。➢ データの信頼性とセキュリティの確保 データの不整合をなくし、整合性を保つとともに、高度なセキュリティレベルでの個人データ保護を保証したサービス提供を目指す。➢ 幅広いデータ共有 公務員のプロフィールなど、多岐にわたる重要なデータの共有に成功している。	<ul style="list-style-type: none">■ 運用の主体My GDXの運用と推進には、主に以下の主体が関与している。<ul style="list-style-type: none">➢ デジタル省 My GDXの拡張を主導し、政府機関に対しプラットフォームを通じたデータ共有の強化を求めている。➢ MAMPU (行政近代化・管理計画局) マレーシアの公的部門のデジタル変革を推進する中心的な機関として、データ活用のためのサービス提供や機関間でのデータ共有を促進している。➢ データ提供者 (Data Providers) 自機関のデータをプラットフォーム経由で提供する機関。➢ データ消費者 (Data Consumers) 他機関からデータを受け取り、自らのサービスに活用する機関。
<ul style="list-style-type: none">■ 主な特徴My GDXは各機関に分散して存在していた「データ・サイロ (データの孤立化)」の問題を解決するために設計された。従来の手作業によるデータ収集を廃止し、事務効率化を図る。<ul style="list-style-type: none">➢ ワンズ・オンリー (一度きり) 原則 市民が一度提出したデータは機関間で共有されるため、行政手続きの際に同じ書類を繰り返し提出する必要がなくなる「ワンズ・オンリー原則」を推進している。➢ データの信頼性とセキュリティの確保 データの不整合をなくし、整合性を保つとともに、高度なセキュリティレベルでの個人データ保護を保証したサービス提供を目指す。➢ 幅広いデータ共有 公務員のプロフィールなど、多岐にわたる重要なデータの共有に成功している。	<ul style="list-style-type: none">■ 運用の主体My GDXの運用と推進には、主に以下の主体が関与している。<ul style="list-style-type: none">➢ デジタル省 My GDXの拡張を主導し、政府機関に対しプラットフォームを通じたデータ共有の強化を求めている。➢ MAMPU (行政近代化・管理計画局) マレーシアの公的部門のデジタル変革を推進する中心的な機関として、データ活用のためのサービス提供や機関間でのデータ共有を促進している。➢ データ提供者 (Data Providers) 自機関のデータをプラットフォーム経由で提供する機関。➢ データ消費者 (Data Consumers) 他機関からデータを受け取り、自らのサービスに活用する機関。		
活用場面	<ul style="list-style-type: none">49のシステムがMy GDXを介して相互に接続されており、APIトランザクションは約2,300万件を超えている。具体的なデータ共有の実績として、以下が挙げられる。<ul style="list-style-type: none">➢ 公務員のプロフィール情報、高等教育機関の学生情報、パスポートの有効性確認、障がい者認証ステータス、マレーシア大学英語テストの結果、運転免許証および車両情報		

注釈番号	文書名	URL
1	Study on the ASEAN Digital Economy Framework Agreement (DEFA)	https://asean.org/wp-content/uploads/2024/11/DEFA-Report-public-summary-expanded_Final_25112024.pdf
2	1 st ASEAN DIGITAL MINISTERS' MEETING (ADGMIN) 2020 IMPLEMENTING GUIDELINES FOR ASEAN DATA MANAGEMENT FRAMEWORK AND ASEAN CROSS BORDER DATA FLOWS MECHANISM	https://asean.org/wp-content/uploads/2021/08/Implementing-Guidelines-for-ASEAN-Data-Management-Framework-and-Cross-Border-Data-Flows.pdf
3	Status of ASEAN Single Window implementation and possibility of upgrading to new generation ASEAN Single Window	https://vntr.moit.gov.vn/news/status-of-asean-single-window-implementation-and-possibility-of-upgrading-to-new-generation-asean-single-window
4	About the Trusted Data Sharing Framework	https://www.imda.gov.sg/how-we-can-help/data-innovation/trusted-data-sharing-framework
5	President Jokowi Issues Regulation on Satu Data Indonesia	https://setkab.go.id/en/president-jokowi-issues-regulation-on-satu-data-indonesia/
6	Government Data Exchange Center (GDX)	https://www.dga.or.th/en/our-services/digital-platform-services/gdx/
7	MALAYSIA DIGITAL ECONOMY BLUEPRINT	https://ekonomi.gov.my/sites/default/files/2021-02/malaysia-digital-economy-blueprint.pdf

IV. 国内事例調査

IV-1. 国内事例調査対象の選定

IV-1. 国内事例調査対象の選定

- 国内事例については、以下の理由から、調査対象を選定した

調査対象	選定理由
■ GXリーグ（データ流通の在り方検討SWG）	■ データ連携システムを利用せずデータ提供者のシステムとデータ利用者のシステムでデータ連携を行うもののサプライチェーン事例として整理
■ RePLAYER®トレーサビリティプラットフォーム	■ 民間事業者主導型の事例として整理
■ 自治体における例	■ 官民データ連携基盤の事例として整理

IV-2. GXリーグ（データ流通の在り方検討SWG）

IV-2. GXリーグ 概要



- データ連携基盤としてGXリーグのモデルは以下のような特徴を有する。
 - 欧州Data-Space型のモデルを志向しており、おそらくコネクタ型システムを採用したモデルであることが想定される。
 - 一次データの共有の直接提供は、責任分界などの観点からもCFPモデルとは大きく異なることが想定されるため、従来とは異なる考慮要素があると推測される。
 - 一方で、実証実験に留まっているため、ビジネス的な運用検討については検討が進んでいないため、規約等の精度については不明なところがある。

IV-2. GXリーグ 調査結果概要



連携目的	<ul style="list-style-type: none">• (サブWGの目的) GHG排出量を可視化する既存の取り組みとそれを基にしたデータ流通のあり方検討• (WGの目的) 中間需要者から最終消費者に向けてGXの価値を製品に示しつつ訴求• (WGの目的) グリーン製品の流通に負担がかかることを考慮したうえで、消費者が製品の価値を判断できるように情報提供
データ連携種別	<ul style="list-style-type: none">• サプライチェーン型<ul style="list-style-type: none">➢ GHG排出量の算定に関わるデータや参加企業者消費者にとって価値のあるデータ (CHP算出のための値等)➢ サプライヤから収集するデータ、規制対応や削除余地分析のためのデータも流通されるべきデータとして列挙➢ 分散型のデータベースの構築を検討中
参加者の特徴	<ul style="list-style-type: none">• 主にサプライチェーン上の動脈産業のデータを流通¹<ul style="list-style-type: none">➢ 軽工業➢ 化学メーカー➢ 商社• 現時点の想定として、基盤を用意するITベンダーは協業者ではなく、委託形式で検討中
運営団体	<ul style="list-style-type: none">• 将来的に協議会の設置を想定
データ連携規約	<ul style="list-style-type: none">• 検討中<ul style="list-style-type: none">➢ 参加企業は個別に委託形式でデータ連携を行う想定➢ n対nのデータ連携を行う場合の開示や利用範囲を個社ごとに設定するか否かは検討中

参照先リスト

(IV-4. GXリーグ (データ流通の在り方検討SWG))



注釈番号	文書名	URL
1	GXリーグ	https://gx-league.go.jp/

IV-3. RePLAYER® トレーサビリティプラットフォーム

IV-3. RePLAYER[®] トレーサビリティプラットフォーム 調査結果概要



連携目的	<ul style="list-style-type: none">• RePLYER[®] トレーサビリティプラットフォーム自体は、データ連携目的のソリューションであり、顧客要望に応じてデータ連携項目を設計する。• 主に、サプライチェーンでの対外情報開示時のトレーサビリティ確保、マテリアルバランスの管理、リサイクル品の品質管理の一環で活用が進む。
データ連携種別	<ul style="list-style-type: none">• サプライチェーン型<ul style="list-style-type: none">➢ クローズドサプライチェーンでのデータ連携のケースが多い。各サプライチェーン間でデータは共有されない。➢ 連携するデータ内容はケースごとに異なる。トレーサビリティ確保に必要な最小限のデータ共有の場合もあれば、付加的な情報を共有する場合もある。➢ データ項目の例としては、日付、数量、ロット番号、材料情報、物性情報、品質情報、リサイクル材比率、リサイクル回数など。➢ 入力されたデータに関しては改ざん検知機能により信頼性を確保する。
参加者の特徴	<ul style="list-style-type: none">• サプライチェーン上の静脈・動脈産業のデータを流通<ul style="list-style-type: none">➢ クローズドサプライチェーンの各ステークホルダーがユーザーとして参加する。➢ 石油→ナフサ→モノマ→ポリマ→コンパウンド→部品メーカー→製造メーカー→消費者→回収業者→解体業者→破砕業者→リサイクル業者（→コンパウンド→部品メーカー→・・・）というサイクルの中で、リサイクルに注力していることもあり、回収からコンパウンドor製品化まで（消費者がデータ入力・閲覧することはない）のサプライチェーンが多い。
運営団体	<ul style="list-style-type: none">• 単独法人<ul style="list-style-type: none">➢ 三井化学はデータ連携ができる「箱」を提供しているイメージ。格納情報はサプライチェーン参加企業間で合意する。
データ連携規約	<ul style="list-style-type: none">• 有<ul style="list-style-type: none">➢ 基本的には個別契約によって規定する（秘密保持などは、実リサイクルでの契約で包含されている場合が多い）。

IV-4. 自治体における事例

IV-3. 自治体における事例 調査結果概要



連携目的	<ul style="list-style-type: none">官民の様々なデータの利活用を促進し、新たなサービスの創出を後押しする会員制
データ連携種別	<ul style="list-style-type: none">情報共有型<ul style="list-style-type: none">行政データ：オープンデータ約8万件 ※2025年12月現在民間データ：会員が提供するデータ（例：人流、消費動向、気象、イベント等のデータ）データライブラリ機能により、必要な時に必要なデータをワンストップで連携。
参加者の特徴	<ul style="list-style-type: none">サービスの便益を享受できる枠組みとして、法人や行政機関、学術研究機関を対象に会員制度を設計。360を超える行政機関や法人が会員登録済み。 ※2025年12月現在<ul style="list-style-type: none">省庁から基礎自治体までの行政機関民間企業、学術研究機関当面は、個人及び法人番号を持たない外国法人は対象外。会費は無償であるが、今後のサービスや運営主体の変化により有償化となる場合も考えられる。
運営団体	<ul style="list-style-type: none">自治体
データ連携規約	<ul style="list-style-type: none">有<ul style="list-style-type: none">Aパターン：データ提供者からデータが一度自治体に提供され、自治体からデータ利用者にデータ提供がされる場合 →提供者・自治体間で「データ提供契約」を締結し、自治体・利用者間で「共通の規約」への同意を行う。Bパターン：データ提供者からはメタデータのみがデータ連携基盤上に掲載され、その他の個別データについてはデータの提供者から利用者へ直接提供される場合 →提供者・自治体間で「メタデータ掲載に関する規約」へ同意し、提供者・利用者間で「個別提供・利用契約」を締結する。

IV-5. 国内調査全体とりまとめ

IV-5. 国内調査全体とりまとめ ヒアリング・机上調査結果 全体概要（1/2）

- ヒアリング・机上調査の結果の概要を整理したものを次ページに示す。
- データ連携基盤目的に関しては、法規制対応目的（EU規則）、政策目的（業界全体での取り組み含む）、データ共有によるビジネス創出目的など、多岐にわたる。
- 今回の調査対象とした事例においては、データ連携基盤に関する規約は何らかの形で、用意されていた。但しその粒度は事例において大きく異なっており、モデル規約を踏まえた整理を行っている事例のほか、参加者によるNDA（Non-Disclosure Agreement）の範囲で、利用制限を行っているものなどもあった。
- データ連携基盤の運営主体については、法人化しているものと、現時点では具体的な運営団体の法人は行わず、データ連携基盤のあり方などと併せて検討段階のところが見られる。
- データの保有方式については、運営事業者が用意するデータ連携システムを利用しデータ連携を行うものと、データ連携システムを利用せずデータ提供者のシステムとデータ利用者のシステムでデータ連携を行うものに分かれる。なお、方式の違いと、データの連携種別には必ずしも明確な関係はなく、サプライチェーン型においても、また情報共有型においてもそれぞれのデータ保有方式がみられた。

IV-5. 国内調査全体とりまとめ ヒアリング・机上調査結果 全体概要（2/2）



比較項目	GXリーグ・サブWG	RePLAYER® トレーサビリティプラットフォーム	自治体事例
連携目的	GX価値訴求	トレーサビリティ確保・品質管理	データ利活用 ・共創
データ 連携種別	サプライチェーン型	サプライチェーン型	情報共有型 (ライブラリ/マッチング)
参加者の特徴	製造事業者 (動脈中心)	製造事業者 (静脈・動脈)	行政・民間
データの保有方式	データ連携システムを利用せず、データ提供者のシステムとデータ利用者のシステムでデータ連携を行うもの	運営事業者が用意するデータ連携システムを利用し、データ連携を行うもの	運営事業者が用意するデータ連携システムを利用し、データ連携を行うもの
運営団体	協議会設置予定	単独法人	単独 (行政)
データ 連携規約	検討中	有	有